

令和 6 年 12 月 5 日

# 長野県議会（定例会）会議録

第 4 号



令和 6 年 11 月  
第 436 回長野県議会(定例会)会議録 (第 4 号)

令和 6 年 12 月 5 日 (木曜日)

出席議員 (53 名)

1 番	竹 村 直 子	28 番	竹 内 正 美
2 番	小 林 陽 子	29 番	宮 下 克 彦
3 番	林 和 明	31 番	寺 沢 功 希
4 番	勝 山 秀 夫	32 番	共 田 武 史
5 番	グ レ ー ト 無 茶	33 番	高 島 陽 子
6 番	奥 村 健 仁	35 番	埋 橋 茂 人
7 番	青 木 崇	36 番	続 木 幹 夫
8 番	垣 内 将 邦	37 番	中 川 博 司
9 番	早 川 大 地	38 番	両 角 友 成 子
10 番	佐 藤 千 枝	39 番	清 水 純 子
11 番	丸 山 寿 子	40 番	小 池 久 長
12 番	小 林 君 男	41 番	酒 井 茂
13 番	勝 野 智 行	42 番	堀 内 孝 人
14 番	加 藤 康 治	43 番	依 田 明 善
16 番	清 水 正 康	44 番	山 岸 喜 昭
17 番	向 山 賢 悟	45 番	小 林 東 一 郎
18 番	山 田 英 喜	47 番	毛 利 栄 子
19 番	大 井 岳 夫	48 番	和 田 明 子
20 番	丸 茂 岳 人	49 番	宮 澤 敏 文
21 番	花 岡 賢 一	50 番	丸 山 栄 一
22 番	望 月 義 寿	51 番	小 池 清
23 番	山 口 典 久	52 番	宮 本 衡 司
24 番	藤 岡 義 英	53 番	西 沢 正 隆
25 番	川 上 信 彦	54 番	風 間 辰 一
26 番	百 瀬 智 之	55 番	佐 々 木 祥 二
27 番	小 山 仁 志	56 番	萩 原 清

57 番 服 部 宏 昭  
欠席議員（3名）

15 番 小 林 あ や  
30 番 大 畑 俊 隆

34 番 荒 井 武 志

説明のため出席した者

知 事	阿 部 守 一	農 政 部 長	小 林 茂 樹
副 知 事	関 昇 一 郎	林 務 部 長	須 藤 俊 一
危機管理監兼危機管理部長	前 沢 直 隆	建 設 部 長	新 田 恭 士
企画振興部長	中 村 徹	建設部リニア整備推進局長	室 賀 荘 一 郎
企画振興部交通政策局長	小 林 真 人	会計管理者兼会計局長	尾 島 信 久
総 務 部 長	渡 辺 高 秀	公営企業管理者企業局長事務取扱	吉 沢 正
県民文化部長	直 江 崇	財 政 課 長	新 納 範 久
県民文化部こども若者局長	高 橋 寿 明	教 育 長	武 田 育 夫
健康福祉部長	笹 渕 美 香	教 育 次 長	米 沢 一 馬
環 境 部 長	諏 訪 孝 治	教 育 次 長	曾 根 原 好 彦
産業労働部長	田 中 達 也	警 察 本 部 長	鈴 木 達 也
産業労働部営業局長	合 津 俊 雄	警 務 部 長	長 瀬 悠
観光スポーツ部長	加 藤 浩	監 査 委 員	増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	宮 原 涉	議 事 課 主 査	山 田 淳 貴
議 事 課 長	矢 島 武	総務課庶務係長	矢 島 修 治
議事課企画幹兼課長補佐	山 本 千 鶴 子	総 務 課 主 査	池 田 光
議事課担当係長	萩 原 晴 香	総 務 課 主 任	東 方 啓 太

## 令和6年12月5日（木曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

---

### 本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（山岸喜昭君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

次に、小林あや議員から本日欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

---

### ◎行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、和田明子議員。

〔48番和田明子君登壇〕

○48番（和田明子君）日本共産党県議団、和田明子です。消費生活センター集約化について伺ってまいります。

9月議会提案説明で、知事は、消費生活センターの集約化を目指すと表明しました。そして、消費者行政について審議する県消費生活審議会が11月12日に開かれました。審議会に出席した委員から、ネットに不慣れな人が置き去りにされるおそれがある。対面での相談を維持してほしい。来年4月は見切り発車では。相談員は職場がどうなるか不安があるなど、慎重な対応を求める意見が出されたとのこと。11月の県消費生活審議会での県の提案に対する疑問や慎重な対応を求める意見をどう受け止めているのか、お聞きします。

令和5年に策定された第3次長野県消費生活基本計画・消費者教育推進計画は、「全ての県民が安心して消費生活を営むことができるとともに、自立した消費者である県民と事業者が持続可能な未来に向けて消費・生産活動に取り組む信州の実現」を基本理念としつつ、理念の実現に向けた方針の一つとして、「消費者被害の未然防止と救済に向けた消費生活相談体制の充実強化」が掲げられています。

県消費生活センターの機能強化を図るために消費生活センターの集約を掲げているものの、県弁護士会が、今回の消費生活センターの集約について条例案の問題点を指摘し、十分な議論と検証を経てから判断すべきだとする反対の意見書を出されたことについてどう考えているのか、伺います。

消費生活センターの相談は、電話相談の件数が多く、電話でアドバイスして済む相談がある一方、電話で受けた内容によっては、契約書を持参してセンターに来訪してもらい、契約に至った経緯、今どんなことに困っているのか、どうしたいのかななどを詳しく対面で聞くことによって問題解決の糸口を見つけることができることも多いとお聞きしております。そして、契約先とのあっせん交渉や、契約額の大きいケースや複雑な内容の場合は弁護士に相談するようアドバイスするなど、ケース・バイ・ケースで被害から県民を守る役割を担っています。

4か所の県消費生活センターを1か所に集約化することは、センターでの対面相談の機会が減少し、消費者行政の後退が強く危惧されるところです。地域振興局にオンライン相談窓口を設置するとのことですが、来所者への対応を含め、具体的な検討内容を伺います。

現在4所の消費生活センターで相談業務に携わっている相談員は、勤務地が変更になっても引き続き業務に携わっていただけるのでしょうか。佐藤議員の質問に、意向確認していると言われました。そして、集約化により機能強化を図る、体制を構築すると言いますが、具体的な人員配置はどうなるのか、伺います。

県消費生活基本計画に、市町村消費生活センターの人口カバー率100%が重点目標の一つとして掲げられています。今年4月時点の人口カバー率は9割ほどで、センター未設置の自治体は5割以上ですが、市町村にセンターが設置されたことで、消費生活相談の割合は、県が4割、市町村が6割ということですから、住民に身近な市町村の相談業務の充実と、重点目標のカバー率100%に向けて県の支援を強化することが求められます。

そこで、トラブルの迅速な解決と市町村のスキルアップのため、オンラインを活用した県、市町村、相談者の3者相談を可能にするとのことですが、市町村との協議や準備状況をお聞きします。以上、県民文化部長に伺います。

集約化が表明された9月議会から本議会までの間、11月に県消費生活審議会は開かれましたが、センター集約化について市町村への説明、周知はされたのでしょうか、あわせて、県民への説明、周知がされたのか、伺います。

また、来年4月の集約化は、県民の意見を聞く点であまりに拙速と考えます。知事の見解を伺います。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には消費生活センター集約化に関しまして5点の質問を頂戴い

たしました。

一昨日の佐藤議員への答弁と重なる部分もございますが、順を追ってお答え申し上げます。

まず、審議会で寄せられた疑問や慎重な対応を求める意見の受け止めについてでございます。

11月の消費生活審議会では、県消費生活センターの集約に対して、市町村の相談窓口の体制が十分に整ってから集約すべきではないか。来所による対面相談の場が減少することを心配する。人材確保が困難な中、相談員の確保が不安。SNSやオンライン相談の十分な検証が必要など、集約に対して疑問、あるいは慎重な対応を求める御意見をいただいたところでございます。

これら審議会でいただいた御意見につきまして、まず、市町村の相談窓口の体制が十分整ってから集約すべきとの御意見に対しましては、県と市町村は共に消費者行政を担う立場でございまして、その充実を図るためには、広域設置も含めて、市町村の相談窓口の体制整備を加速化していくことが必要であると考えております。

集約によりまして県センターの機能を強化し、増員した市町村消費者行政推進支援員により、新たに市町村の実情に応じました広域調整や市町村職員に対する研修を実施するなど、市町村の相談窓口の体制整備を支援してまいります。

また、来所による対面相談の場が減少することが心配との御意見に対しましては、相談手法が多様となる中においても、相談員と互いに顔を向き合わせて相談を希望される方への対応も必要であると考えておりますので、新たに長野、上田、飯田での出張相談を実施し、対面による相談機会を確保する等の対応を考えております。

次に、人材確保が困難な中、相談員の確保が不安との御意見に対しましては、専門性を持った職員の確保が相談支援業務にとって何よりの基盤であると認識しております。そこで、消費生活相談員の処遇を大幅に改善いたしますとともに、相談員を統括する職員につきましては、正規職員、これは任期付職員を考えておりますが、とすることを検討するなど、業務にふさわしい処遇環境を整えることで人材の確保に努めてまいります。

続いて、SNSやオンライン相談の十分な検証が必要との御意見に対しましては、今回新設する相談チャンネルが誰にとっても支障なく運用されることが県民の皆様には様々な相談機会を提供することにつながるものと考えております。

SNSによる相談につきましては、既に試行的に実施しておりますが、オンライン相談につきましても、新年度からオンライン相談が円滑に実施できますよう、準備が整い次第速やかに模擬相談などの検証を行ってまいります。

以上のように、今回頂戴した御意見については、集約までに対応すべきものは早急に取り組む等、県民の皆様は安心して相談いただける体制の構築に引き続き取り組んでまいります。

続きまして、弁護士会からの意見書をどう考えるかについてでございます。

11月19日に県弁護士会よりいただいた意見書では、令和7年4月に1か所に集約することに反対するとして、4点の問題点を御指摘いただいております。

1点目は、来訪相談の機会が失われる。2点目は、人的体制を整備することなく集約することは消費者行政の後退を招く。3点目は、市町村の消費生活センターの負担が増えるのではないかと。市町村センターの人口カバー率を100%にして相談体制を整備することが最優先課題ではないかとございまして、これらの御指摘に関する受け止め及び対応につきましては、先ほど審議会でもいただいた御意見に関してお答えした内容と同様でございます。

また、4点目に、議論や検証が不十分ではないかという御指摘がございますが、この御指摘につきましては、今回の集約の方向性は、令和4年度の消費生活審議会において4回の御議論をいただいた上で決定したものでございまして、本年度も、11月の消費生活審議会での御議論に先立ち、各委員には8月から個別に御意見を伺ってまいりました。

そのほか、集約に関係する市町村には個別に説明を行うとともに、8月の市長会総会、9月の町村会役員会、そして10月の市町村担当課長会議において御意見を伺い、集約の方向性について御理解をいただいております。加えて、県内各地域において消費者団体が主催する懇談会や市町村消費生活センターの相談員が参加いたします研修会に出席させていただき、集約について説明するなど、これまで様々な機会を捉えて関係する皆様との意見交換を重ねてまいりました。

繰り返しになりますが、今回審議会及び弁護士会から頂戴した御意見につきましては、一つ一つ真摯に受け止めさせていただき、集約までに対応すべきものに関しましては早急に取り組む等、県民の皆様安心して相談いただける体制の構築に取り組んでまいります。

次に、オンライン相談窓口におけます地域振興局での対応につきましてお答え申し上げます。

集約後に対面相談を希望される相談者に対しましては、新たにオンラインを活用し、地域振興局と県センターを結んで相談を受ける体制を構築していきたいと考えております。これにより、県下10か所の県合同庁舎所在地におきまして相談機会を提供することが可能となりますので、多くの県民の皆様にとりましては、よりお住まいの場所に近い場所での対応が可能になるものと考えております。

相談に当たりましては、専用の相談ブースを確保した上で、地域振興局の職員が、パソコンやインターネットに不慣れな方におきましても相談に支障が生じることのないよう丁寧にサポートをさせていただきます。また、相談者の対応に当たりましては、対応の手順や注意事項などを取りまとめたマニュアルを作成した上で、接続作業を含め、事前に相談までの流れを確認し、新年度からのオンライン相談が円滑に実施できますよう準備をしてまいります。

次に、集約化による具体的な人員配置についてのお尋ねでございます。

集約後のセンターは、相談業務はもとより、消費者教育から啓発・情報発信、市町村支援までを一体的に統括いたします総合的な消費生活センターとして、今後の県内消費者行政の推進に中心的な役割を果たしてまいりたいと考えております。

センターには、消費生活相談員を配置するほか、市町村消費者行政推進支援員を2名から4名へ増員するとともに、消費者被害の未然防止に当たる消費者教育アドバイザーを新たに1名配置し、相談体制と市町村への支援の強化、消費者教育の充実を図ってまいります。さらに、相談員を統括する職員につきましては、先ほども申し上げましたように、正規職員とすることを検討しております。

加えて、現在本庁で所管しております啓発・情報発信、消費者団体等との連携、消費生活サポーターへの支援業務などを移管いたしまして、相談業務や市町村支援、消費者教育に携わる職員が13名程度、啓発・情報発信、団体連携ほか消費者行政の推進に関する業務に携わる職員が7名程度、総勢20名程度の体制とする予定でございます。

最後に、オンラインを活用した市町村支援に関わる協議と準備状況についてでございます。

オンラインを活用した市町村支援の導入経緯でございますが、第3次長野県消費生活基本計画の策定に当たり、長野県消費生活審議会の町村会選出委員からいただいた、町村が窓口となってオンラインで県の消費生活センターと顔を合わせて相談できる体制を整備してほしいとの御意見を踏まえ、検討を始めたものでございます。

令和4年度に、第3次計画の策定と並行して市町村に意向を確認するアンケート調査を行ったところ、約6割の市町村から、オンラインによる支援の必要性を感じているとの回答をいただきました。令和5年度には、各市町村のハード面での対応の可否について調査を行い、オンライン相談への対応が不可能な市町村はないことを確認しております。

そこで、こうしたアンケート結果を踏まえ、具体的なオンライン支援の方法を検討し、今回の集約を機にZ o o mによるオンライン相談を導入することとしたもので、市町村に対しましては、本年10月に開催いたしました市町村消費者行政担当課長会議において詳細な説明を行っております。

支援の実施に当たりましては、事前に活用方法や活用にあたっての留意事項等を市町村に御説明いたしまして、実際の相談支援の場を想定しながら試行的に相談を受け付けるなど、令和7年4月から円滑に支援を行えるよう準備を進めてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、消費生活センターの集約化に関しまして、まず一つは市町村、

県民等にどう説明、周知してきたか。それから、来年4月の集約化は拙速ではないか、見解を伺うという御質問をいただきました。

まず、これまでの経過は、先ほど県民文化部長から詳しく答弁させていただいたとおりであります。この消費生活センターの集約については、令和4年度に、市町村関係者、消費者の代表者の方、事業者の代表者の方等で構成されます消費生活審議会にて御議論いただき、その審議会から答申をいただいた上で、令和5年3月に策定した第3次長野県消費生活基本計画において方向づけを行ったものでございます。

既に御承知のとおり、この中では、県の基本的な役割、市町村の基本的役割ということで、県と市町村がそれぞれ果たすべき役割をしっかりと果たすことによって消費者行政の充実、消費者相談の強化を図っていくという内容になっています。

この計画を受けまして、集約についての具体化について検討してきたところでありますが、今年度になりまして、関係の市町村の皆様方や市長会、町村会の皆様方へも、6月から7月、8月、9月にかけて事前の説明等を行ってまいりました。いろいろ御意見はあったものの、最終的には来春からの集約に御理解をいただけたものと受け止めております。

また、消費生活審議会の委員の皆様方にも夏頃から御説明させていただいた上で、私から来年4月の集約を表明させていただいたところであります。それ以後も、市町村担当者向けの会議の開催や、相談員の皆様方が参加する研修会の開催、さらに、消費者団体の皆さんが主催される各地域の行政懇談会にも参加させていただいて、私どもの考え方、方向性について御説明してきたところでございます。こうしたことで、県民文化部を中心にかなり丁寧に対応させていただいているところでございます。

この消費生活行政が重要だという思いは、和田議員も私も同じものだというふうに受け止めて御質問を伺ってきました。集約ということですが、これは、単に場所の数を減らすということではなく、先ほど県民文化部長からも御答弁させていただきましたように、県としての取組は相当程度強化させていただくという方向性でございます。この消費者行政は非常に重要でありますので、県庁内で私からかなり厳しく論点を指摘させていただき、県民文化部を中心に一生懸命対応を考えていただいたところであります。

今、市町村の消費生活センターは、全ての市で既に設置されておりますし、広域化についても順次進んできているという状況でございます。今回の集約については、私としては、消費者行政を一層強化して、県と市町村が本来の役割分担を踏まえながら、結果として県の消費者行政をよりよいものにしていく、そういう形につながるものだというふうに考えております。

近年、相談内容の複雑化や消費者被害の広域化が言われているわけでありまして。この消費者行政の強化は待ったなしで対応していかなければいけないというふうに考えております。我々

は、いろいろな御指摘等にも真摯に対応していく所存でございます。これから新しいセンターが消費者行政の推進に中心的な役割を果たしていくことにより、県民の皆様方が安心して消費生活を営むことができる長野県の実現に向けて我々もしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔48番和田明子君登壇〕

○48番（和田明子君）それぞれ御答弁をいただきました。

県民文化部を中心に丁寧に対応を行ってきていただいた状況は、一定程度分かりました。消費者基本法の理念である事業者と消費者の情報、交渉力の格差を埋めるために、また、今後一層増えていく高齢者の消費者被害に対応するため、相談できる場所は身近なことが大事です。県民の財産と人権を守るとりでと言える消費生活センター。オンライン相談で充実した相談ができるのかという危惧は、まだ残っております。

さらに、資格を持ち、経験を積んだ相談員を正規雇用にするよう私たちは幾度も求めてきましたが、一部にとどまっています。今日の答弁では、相談業務に当たる方々の身分の保障が本来にされるのか、心配です。

複雑化、高齢化する消費者生活相談の課題に対応するため、県消費生活センターを集約化して機能強化を図るためと今議会に条例案が出されましたが、現状ではあまりにも拙速、このまま通すことはできないと申し上げて、次の質問に移ります。

世界水準の山岳高原観光地づくりに関する新たな法定外目的税の導入について伺ってまいります。

6月議会において、知事は、世界水準の山岳高原観光地づくりを標榜し、観光振興のために新たに税を導入する。実施時期は令和8年4月と表明されました。さらに、9月県議会に観光振興税（仮称）骨子が出され、その時点では11月議会に条例案を提出したいとも言われておりました。しかし、県議会からも慎重に対応するよう要望いたしましたし、県内4か所の県民説明会や、関係団体をはじめ市町村との懇談、パブリックコメントなどを受けて、新たな税の名称案の変更や、免税点をどうするのか、課税免除の対象の拡大等々、骨子の再検討が余儀なくされているところです。

新たな法定外目的税は、県民が県内の宿泊施設に宿泊する際にも課税されます。9月議会後の県民説明会には、観光・宿泊関係者の方々の参加が多い状況であり、利用、宿泊する立場の県民は、説明や意見を聞く機会がほとんどなかったのではないかと思います。観光・宿泊関係者だけでなく、県民に対しても十分な説明と意見を聞く必要があると考えます。観光スポーツ部長の見解を伺います。

県ホテル旅館組合は、宿泊単価の低い、あるいは小規模の宿泊施設が多い長野県において、低価格帯施設利用者に負担が重い定額制ではなく、定率制の採用を求めてきました。さらに、定額制の1泊300円は高いなど、意見を上げているところだと思います。新たな目的税の根幹部分で県の立場と意見の食い違いがあると思います。

ところが、知事は、本議会開会日の議会後の会見で、私の感覚では定額300円はおおむね理解されたと思うと言われました。知事は何を根拠におおむね理解されたと言われるのでしょうか。いまだ宿泊事業者から、小規模事業者には負担が重い。300円は高いといった声があることを承知しているのか。知事に伺います。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○**観光スポーツ部長（加藤浩君）** 私には新たな法定外目的税の導入に当たり、県民に対する説明についての質問でございました。

これまで、観光振興財源の検討に当たりましては、昨年度実施した観光振興審議会や観光振興財源検討部会の審議を全面的に公開するとともに、県民の皆様を含めた観光客に対するアンケート調査やパブリックコメントも実施し、県民の御意見をお聞きしながら進めてまいりました。

また、本年9月にお示した税の骨子に係る県民説明会につきましても、休日に開催した会もあるほか、オンライン視聴や、県ホームページにおいて説明会の動画を公開するなど、県民の皆様への説明機会の確保に努めてきたところでございます。

さらに、この間、県議会での議論や県民説明会の様子は新聞やテレビなどにより広く報道されたこともございまして、骨子に関するパブリックコメントに対しましては、県民の方からも御意見が寄せられたところでございます。

今後も、今月18日に開催する意見交換会におきまして、オンラインによる同時配信や動画により会の模様を公開するなど、県民の皆様への説明と御意見をお聞きする機会を確保してまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○**知事（阿部守一君）** 私には宿泊税（仮称）の300円が高いといった様々な声があることを承知しているのかという御質問でございます。

私も県民の皆様方の説明会に参加させていただいて、宿泊事業者をはじめ県民の皆様方の声を直接お伺いしてまいりました。その際の県民説明会において、当時は観光振興税と称していただきましたけれども、私どもからは、これについては県と市町村が一体となって施策を進めていくという観点で、県だけの財源ではなく、市町村に対する財政支援も組み込んだ制度だという説

明。それから、先行している自治体、あるいは現在検討中の自治体の税額水準を勘案しているものだという説明。さらには、直近の県の観光消費額調査において、平均値ではありませんが、宿泊される方は1回の御旅行で1人当たり大体4万円程度消費しているということから、決して過大なレベルではないのではないのかという説明をし、意見交換をさせていただきました。私が参加した際には税額が高いという御意見は出なかったということで、特段ここについては御意見がないと私としては受け止めたところであります。

ただ、御指摘のとおり、パブリックコメントにおいてそうした御意見が寄せられているということも事実でありますので、決してそうした意見が全くないというふうに申し上げているつもりはありません。

先ほど提案説明でも申し上げたように、名称等も含めて、私どもの考え方を少し変更していると考えております。旅館ホテル組合や市長会、町村会の皆様方とは、今後改めて考え方を確認することも必要だというふうに思っております。

また、今月18日には、私も出席して意見交換会を開催させていただき、県としての考え方を改めて御説明させていただいた上で御意見をお伺いしたいというふうに思っています。こうしたことを踏まえつつ、県としての制度を決定していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔48番和田明子君登壇〕

○48番（和田明子君）今の部長の御答弁では、今回、9月議会からこの定例会までの間の4回の説明会の中には休日に説明する会もあったというぐらいであります。

県内で宿泊施設を利用する際に新たにこの税が導入されるということについて、一体どれほどの県民の皆さんがこのことについて知っているのかということですが、私が今朝身近な方にその話をしたら、「えっ、本当なの」という驚きの声が返ってきまして、新聞やテレビで報道されているからといって、そのことを承知している方はあまりいないのが実情です。

また、知事が出られた会では直接的に300円は高いという声はなかったので、これをもっておおむね御理解をいただいたと。これはちょっと違うということも申し添えたいと思います。

まず、令和8年4月導入、これが最初に言われまして、そのためにできるだけ早くこの条例を提案して周知徹底していきたいということのようではありますが、もう少し慎重な対応をしていただくことが必要ではないかと申し上げておきたいと思います。

次に、水道管路耐震化について伺ってまいります。

災害時に避難所や病院などで水が出ること、排水ができるかどうかは、避難生活や医療提供等にとって非常に重要だという認識が能登半島地震で明らかになりました。

能登半島地震で断水が長期間であったことを受け、国土交通省が水道と下水道の耐震化を緊

急点検した結果、避難所や拠点病院など災害時に重要な建物のうち、接続する水道と下水道とも耐震化されているのは全国で15%、同様に、県においても15%と、耐震化が遅れていると思われまます。

水道を運営する自治体は、設備の耐震化を求められていますが、小規模自治体では、予算と技術職員が不足しているなど現状は厳しい状況に置かれています。国が実施した緊急点検における県内水道の耐震化状況と、上下水道耐震化計画の策定に向けた取組について、環境部長にお聞きします。

水道事業の広域化と管路耐震化についてお聞きしてまいります。

上田長野地域水道事業広域化協議会におきまして、広域化に関する論点整理がなされました。施設整備計画、財政シミュレーション、基本計画の素案が示されたとのこととあります。

施設整備計画では、整備概要の広域化事業に概算で500億円、運営基盤強化事業等に500億円を上限に、令和8年から16年まで合わせて1,000億円の国庫補助は、事業補助率3分の1。これにより、水道事業の広域化により実現するネットワーク化に必要な施設整備事業、連絡管の整備、幹線管路の二重化等々言われておりますが、この中で、令和8年から16年の間に事業に見込まれる管路の耐震化率は、令和8年に17%、これが令和16年に20%と示されており、管路の耐震化がこれで本当に進んでいくのかと見受けられる内容でありました。水道事業広域化では管路の耐震化はどのように進められていくのか。どのように考えているのか。公営企業管理者にお聞きします。

〔環境部長諏訪孝治君登壇〕

○環境部長（諏訪孝治君）国が先月公表した上下水道施設耐震化状況の緊急点検結果と上下水道耐震化計画の策定についてのお尋ねでございます。

まず、耐震化の状況でございますが、地震の際に重要拠点となる避難所や病院等の重要施設のうち水道、下水道が共に耐震化されている県内施設の割合は、議員お話しのとおり、15%でございます。全国平均と同等の結果でございます。

一方、災害時にその機能を失うと水道システム全体が機能を失う浄水施設や配水池などの急所施設の県内の耐震化率は、小規模な施設が数多く点在する事情もあり、浄水施設が全国平均の43%に対して29%、配水池が67%に対して44%と、総じて全国平均よりも低い状況となっております。

現在、全市町村において、来月末をめどに上下水道耐震化計画の策定が進められておりますが、災害時に重要施設の機能を確保するためには、施設に接続する管路だけでなく、上下水道システム全体で一定の機能を維持することが必要であり、計画的、集中的に耐震化を進めていく必要がございます。

このため、県では、災害時に機能確保が必要となる避難所等の重要施設を改めて整理した上で、優先順位に応じて施設と管路の耐震化のスケジュールを定めるよう、各圏域で開催した会議などで市町村に助言してまいりました。また、随時個別相談にも応じておりますが、現在策定状況に関する中間調査を実施しており、その結果を踏まえた個別の支援も行ってまいります。

水は、私たちが生きていく上で欠かせないものであります。安全な水を安定して供給できるよう、引き続き市町村と連携しながら取り組んでまいります。

〔公営企業管理者吉沢正君登壇〕

○公営企業管理者（吉沢正君） 上田長野地域水道事業広域化に係る管路整備の考え方についてお答えします。

10月の協議会で公表した検討報告では、広域的な水運用を行うことで施設のダウンサイジングや非常時のバックアップ施設の最適配置を目指すとの考え方から、これら施設や管路の整備事業を国庫補助事業対象期間で重点的に実施することとしております。

この期間においては、単独経営では進捗を図ることが難しい浄水場や配水池等の基幹施設の更新や耐震化を主要事業として計画しているところですが、これは、基幹施設の機能停止が能登半島地震における水道復旧長期化の主な要因とされていることから、こうしたリスクを低減するため、優先的に実施するものです。管路そのものの耐震化率の向上には直接反映されませんが、取水から給水までの水道システム全体の耐震性、安全性を向上させ、強靱化効果の早期の発現につながるものと考えております。

管路の耐震化についても、これまでのペースを落とすことなく進めてまいりますが、管路の被災は、基幹施設が機能していれば応急復旧や給水車などによる代替給水が可能であることから、実施に当たっては、耐震化の地域格差や重要施設への管路耐震化状況などを踏まえた効果的な整備に配慮するとともに、基幹施設の優先整備後には、これを重点的に進めることとしております。

以上でございます。

〔48番和田明子君登壇〕

○48番（和田明子君）それぞれ御答弁いただきました。

長野県は小規模な自治体も多いことから、急所施設においては上水も下水もその耐震化が大変遅れているという状況にある中で、優先順位を決めながら個別に相談して進めていただくということでもあります。命を守る水の確保のために引き続き御尽力いただきたいと思います。

私からこの質問の最後に一言申し上げたいと思います。

本年2024年も年の瀬を迎えました。国内外で激動の1年でありました。

私は、9月議会で核兵器の廃絶について質問させていただきました。その後、被団協がノー

ベル平和賞を受賞したというビッグニュースを受け取り、来年は被爆80年に当たるこのときに、ノーモア広島、ノーモア長崎、ノーモア被爆者、私たちが最後の被爆者と言われた長崎のこの言葉を忘れずに、日本が核兵器禁止条約に参加することを願ひ……

○議長（山岸喜昭君）和田明子議員に申し上げます。申合せの時間が経過しましたので発言を終了願ひます。

○48番（和田明子君）全ての質問を終わります。

○議長（山岸喜昭君）次に、グレート無茶議員。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）もういいかげんそば県についての議論はやめてほしいというのが本音だと思います。しかし、答えが出るまでやめるわけにはいきません。そば県について質問します。

そもそも私がなぜそば県にこだわるのか。ブランディングという視点からお話ししたいと思います。

例えば、おいしいカツオを食べに行きたいと思ったら何県を思い浮かべますか。高知県です。でも、水揚げ日本一は静岡。ウナギと言ったらどこを思い浮かべますか。浜松。でも、実は水揚げ日本一は鹿児島。これがブランディングなのです。おいしいから来てくださいではない。行ってみたいと思わせるのがブランディング。1位でなければ駄目なのですか。そう、駄目なのです。日本一高い山は富士山、では2番目はということなのです。1位でなくても1番になれる、これがブランディングだと考えます。

さて、先日、令和6年11月25日に開催された第1回（仮称）信州そば会議体設立準備会を傍聴させていただきました。長野県がそば県を盛り上げようという動き出したかと期待した反面、途中から非公開となり、県から声のかかったメンバーしか参加できないことに失望。先日も、参加したかったというそば関係者がいました。やるなら長野県のそばを盛り上げよう志す全ての県民と共に民間主導で取り組むべきだと考えます。

また、私には、「そば県いいね」という声が多く寄せられますが、そば県と名のすることはやめてほしいという声が実際にあるのでしょうか。県はそば県と名のことに何かデメリットがあると考えているのかと勘ぐってしまいます。ワインバレー、発酵バレー、そしてアウトドアなどを推していますが、それらに比べても、何がよろしくないのか分かりません。

県がすべき支援は、業界を集めた会をつくることではなく、あらゆる業界がそばをフックとして潤うためのブランディングだと考えます。民間の力を引き出し、そばに直接関係ない県民にも広範囲に波及効果をもたらすために県が注力すべきことは何でしょうか。知事にお伺ひします。

やるからには真剣にブランディングに取り組むべきです。この回答によっては、私からのそば県についての最後の質問になるかもしれません。

先日、うどん県に行ってきました。うどん県とは何県を指すか、知らない方はいないと思います。ブランディングに大成功した「うどん県。それだけじゃない香川県」のキャッチコピー。どのような経緯でうどん県になったのか、要点だけお話しします。

事の発端は、1998年の都道府県知名度ランキング。香川県は47都道府県中47位。これに危機感を持った当時の浜田知事は、何とか打破せねばと職員に打開策を求めました。当時、職員の1人が個人的に香川県内の個性的なうどん店を発信していたサイトに地方メディアが注目してから、徐々に「香川はうどん」と広まっていったそうです。それに目をつけて、よし、うどんをフックにして県産品、観光をPRしていこうと知事が決められたそうです。

そして、知事による「香川県は、「うどん県」に改名いたします」の発表。うどん県副知事に俳優の要潤さんを起用。その結果、観光客は一気に増え、平成25年度知名度ランキングでは何と14位に。ちなみに、改名発表での広告換算PR料金は7億6,600万円だったとのこと。

驚くべきは、本場さぬきうどん協会の方が、香川県がうどん県を発信したことは寝耳に水くらの感覚で、特に事前に相談はなかったということなのです。また、現在でもうどん業界への助成金などの支援はなく、イベントを行う際に協力を求められるぐらいだといいます。知事のたった一言が、香川県のブランド力を変えたのです。

さて、お次は、こちらのそばの国、福島県に行ってきました。福島はそばというイメージがあまりない方もいるかと思いますが、福島県の方は、そばと言えば福島、福島のそばを食べたら他県のそばは食べられないというぐらいにそばに対して絶対的な自信を持っている方が多いそうです。

その背景には、行政と民間70団体でつくられたうつくしま蕎麦王国協議会の存在があります。その成り立ちはこうです。こちらは、民間団体から県に福島県のオリジナルの奨励品種をつくらしてほしいという要望があり、その要望を県知事がのむ代わりに、県内そば関係団体を集めて協議会をつくり、取りまとめてほしいという条件を出して今の形ができました。平成14年に始まったこの話は、4年の歳月をかけ、平成18年に設立に至り、会津のかおりという在来種が出来上がり、県民からは当時よりもそばがおいしくなったと評判になったそうです。しかし、あくまでも評判は福島県内だけであり、課題は県外へのPRが弱いことだと感じているそうです。

さて、18年たった現在とはいうと、役員は当時のままで、若い人材が育たず、知事も当時から3人目になっているので、協議会への思いも薄れていっているのが現状。県内産品の品質は向上したものの、県外への知名度不足により行き詰まり感がある福島。

さて、長野県はどちらの道を歩むのでしょうか。知事がそば県の旗さえ上げてくだされば、

あとは志のある県民が知恵を絞って頑張ります。そば県を宣言するのか、しないのか。むしろ、はっきりと、今後そばの振興は深めていくが、そば県とは絶対に言いませんと言いつけていたほうが諦めがつきます。もしまだ判断できる段階にないということなら、いつまでに結論を得るのか、知事の御決断をお聞かせください。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 熱の籠もった御質問をいただきましてありがとうございました。なるべくこの質問が未来永劫続かないように我々も考えなければいけないと思います。

まず、県として注力すべきことという御質問であります。

まず一つは、グレート無茶議員の御質問にあったように、ブランディングをしていくということ、発信をしていくということは重要だと思います。ただ、長野県は信州ブランド戦略をつくっていろいろな取組をしてきましたが、単に発信するだけで、その内容を充実させることがなければ、来た人たちを落胆させてしまうことに確実につながってしまうと思います。これはマイナスになってしまいますので、自主的なものも高めながらのブランディング、発信ということがまず一つ重要だと思います。

それから、そばに関係する事業者の皆様方は、農業、ソバを生産される方、製造される方、それから観光、飲食など、関係の皆様方が本当に多数いらっしゃいます。それぞれの分野ごとにいろんな課題等があるわけでありますので、そうしたものを丁寧に共有させていただきながら、営業局のみならず、産労部全体、あるいは農政部、観光スポーツ部、こうした部局横断で支援していくことが重要だというふうに思います。

宣言するのかもしれないのかという御質問であります。私は、この宣言をやらないと言っているわけではないわけでありまして、参考になり得るのが「発酵・長寿県」宣言、それから気候非常事態宣言ではないかと思えます。県として宣言するときに、例えば私がここで「そば県です」と言うのは簡単です。ただ、それは単に言っているだけで、誰もついてきてくれません。また、先ほど申し上げたように、発信するからにはその内実をしっかり整えていくということも重要だというふうに思っています。

「発酵・長寿県」宣言については、当時発酵食品を振興していこうという食品製造の事業者の取りまとめをやっていただいていたマルコメの青木会長と私で宣言をしました。加えて、その宣言の場所としては、全国のフォーラムの場において行わせていただいたところであります。

単に言えればいいというものではないと私は思っております。ここはグレート無茶議員とはいささか考え方が違うのではないかと思います。先ほどの御質問に、やり方がいかななものかという御指摘がありましたが、そばの会議体の設立は着実に進めてきているところでございます。年度内には新しい場をしっかりとつくって、そこで各団体、事業者の皆様方と一緒に行動してい

きたいというふうに思っています。

先ほど申し上げたように、ブランド化や発信は私どもも重要だというふうに思っていますので、そうした方向性、在り方を共に考える中で、ずっと御指摘をいただいておりますそば県という宣言についても考えていきたいというふうに思っております。

そんなことはしないとやっているわけではありません。しかしながら、私が言えればいいだけではないだろうと。気候非常事態宣言も、県議会議員の皆様方の全会一致の議決で後押しをしていただいた上で私が気候非常事態宣言を行っています。私はいろいろなところで宣伝していますけれども、これは私が勝手にやっているわけではなく、県民の総意で気候非常事態宣言を行っているのです。これが強みだと思っておりますので、そば県も、ぜひ多くの県民の皆様方を巻き込みながら進められるように取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）長野県の特産品とかけまして最高のブランディングと解きます。

その心は、信州のそばはおいしい。そば県第2章の始まりです。

前回は質問しましたが、県の発信力には課題が多いと感じております。まず、令和6年度の県広報の予算。これは、各部局で実施している事業において、対外的なPRなどのために使う予算も含めて幾らでしょうか。また、主にどのようなことを実施しているのか、その用途を伺います。

令和6年9月にリリースした県の公式LINEアカウントについて、現在の登録者数と目標値に対する達成状況及び導入による効果をお伺いします。

昨今のSNSの使い方に鑑み、受け手側のほうから情報を取りに行きたくなる仕掛けが必要ではないかと考えます。令和7年度当初予算編成方針のポイントに、「4 県民に届く広報の実施」とありますが、具体的な変更点と受け手側を能動的に動かすための工夫をお聞かせください。

そして、行政の政策決定や実施にはファクトと民意に基づく判断が不可欠ですが、パブリックコメントなどの現行の方法では、結果的に少数で限定的な意見しか把握できないおそれがあります。日常的に県民、特に若者からも広く県民の本音を吸い上げ、施策に反映できる仕組みが必要と考えます。今後の取組方針をお聞かせください。以上4点、中村企画振興部長に伺います。

〔企画振興部長中村徹君登壇〕

○企画振興部長（中村徹君）私には広報に関して4点御質問がございました。

令和6年度の広報予算及び主な用途についてでございます。

広報予算につきましては、個別の事業の中、例えば委託事業の内数として広報的な費用が含まれていることもありまして、全体額を申し上げるのは非常に困難でございますが、主な広報予算を申しますと、広報・共創推進課では、広報紙、ホームページ、LINEなどの各種広報媒体を活用し、県政全般や部局横断的な重点施策を発信しており、令和6年度当初予算として1億306万5,000円を計上しているところでございます。

また、事業に応じて個別に広報を行っているものとして例を挙げさせていただきますと、県内向けでは、キャンペーンの実施やウェブサイトの構築などによるしあわせバイ信州運動の普及拡大や、テレビCMやウェブ広告などを活用した住宅の耐震改修の促進などの取組が、また、県外向けでは、首都圏等での交通広告やイベント出展、誘客キャラバンの実施などによる観光プロモーションやPRイベントの開催、ラジオ番組などによる県産品などのプロモーションなどの取組が行われているところでございます。

次に、県公式LINEの登録者数、目標値に対する達成状況及び導入効果についてでございます。

12月4日正午現在の友だち登録者数については6万7,844人で、当面の目標値としている20万人に対して34%という状況でございます。

興味関心のある方にタイムリーに情報を届けることができるセグメント配信の機能を生かし、これまで、ツキノワグマ出没警報の発出や大学生等奨学金の募集、しあわせバイ信州運動「県産品買って&勝手に応援団フェア」のPRなど約60件のメッセージを配信し、配信後にイベント等への参加者が数時間で大きく増えた事例もあるなど、導入の効果を感じているところでございます。

また、トーク画面下部に表示されるリッチメニューについても、観光、文化、子育てなどのイベント情報を掲載したサイトへのリンクを新設するなど、県民の皆様が欲しい情報に簡単にアクセスできる環境を提供できているのではないかと考えております。引き続きアカウントの利便性向上と周知に努め、より多くの県民の皆様タイムリーに情報が届けられるように努力してまいります。

次に、県広報の変更点及び受け手側を能動的に動かすための工夫についてでございます。

受け手に情報を届けるには、県が一方向的に情報を発信するのではなく、ターゲットを的確に定めた上で、受け手が欲しい情報を最適な媒体で分かりやすく発信するといった戦略的なアプローチが重要でございます。

こうした視点を踏まえまして、令和7年度の広報事業では、重点的に広報すべきテーマの設定による部局横断的な発信を拡大することや、先ほども出ましたLINEなどのSNSをはじめとするデジタルメディアの積極的な活用などに力を入れて取り組むたいと考えております。

特に、デジタルメディアにつきましては、視覚的に訴求力のある動画等のコンテンツを活用するすとか、インフルエンサーの方から受け手の共感を生む発信をしてもらうなど、受け手が興味を持ち、知りたいと思えるように内容や手法を工夫して発信することにより、受け手側を能動的に動かし、伝えたい情報がより多くの皆様に伝わるように努めてまいります。

最後に、県民の本音を広く吸い上げ、施策に反映していく仕組みについてでございます。

長野県では、しあわせ信州創造プラン3.0に掲げました対話と共創を基本姿勢に、県民の思いに寄り添い、共に考え行動する組織を目指しており、政策決定に当たりましては、様々な立場の皆様のお意見を丁寧にお聞きすることが重要であると認識しております。例えば、県政アンケートでは、県内人口構成に準じた不特定多数の県民の皆様から回答いただくことにより、地域や年代に偏らない県民意識の把握に努めております。

若者の本音を広くお聞きする取組の一つとしましては、年内に策定予定の人口戦略を検討するため、ターゲットを学生、若者に絞ったH O P E2050を県内4か所で開催し、多くの若者に参加いただきました。また、新たにL I N Eを活用したアンケートを実施するなど、若者の皆様の意見を吸い上げる機会の拡大も図っております。

今月設立する「私のアクション！未来の長野創造県民会議」においても、これからの長野県を背負う学生、若者の方々が自発的に活動し、意見を県民会議に反映させていくことが大事と考えておりまして、県からも広く参加を呼びかけたいと考えております。

以上でございます。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）例えば、アイデアなのですが、長野県に住んでいる県民の方限定で、長野県のアプリをインストールしてアンケートに答えてもらうと、何と抽選で数名に県内のイベントに来られた有名なアーティストやタレント、アスリートにバックステージで会えるというインセンティブをつけたらどうでしょう。アンケートに答えた分だけポイントが加算し、当選確率が上がるという仕組み。積極的にアプリをインストールしてもらえるようになりますし、定期的ののぞいてもらえるようになるだろうし、他県から口コミで「長野県民はいいな」となるだろうし、長野県に住みたいとまで思ってもらえるかも。流出も抑えられるかもです。

また、災害時にもしっかり情報を多くの方に受け取ってもらえますし、若者からも幅広く県への意見を拾うこともできると思います。これは例えばの話ですが、話していてもわくわくしますけれども、ちょっとした工夫が県民の県政への積極的な参加を促し、後々効いてくるのです。

最後に、県広報の現状は、各部局任せの単発の情報発信が基本で、県全体の統一的なメッセージや戦略がないように感じます。そこで、県広報の司令塔、戦略的広報チームなるものを

設置し、結果に責任が持てる外部人材を活用。ストーリー性を持たせ、戦略的に打って出ることをご提案しますが、いかがでしょうか。現状の県の発信力についての評価、課題認識と併せて知事の所見をお伺いいたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）県の発信力への評価、それから、戦略的広報チーム等を設置して積極的に取り組んではどうかという御質問であります。

まず、広報については、御指摘は謙虚に受け止めなければいけないというふうに思います。かねてから、職員に求める能力として、共感力、政策力、発信力と三つ言っているわけですが、発信力は必ずしも十分ではないというふうに率直に感じています。

今回、当初予算編成方針の中にも、県民に届く広報の実施ということを重点項目で入れさせていただいています。これをあの部分に入れ込むのは、普通だと少し違和感があるところではあるのですが、私が共感力、政策力、発信力と言っているのは、政策をつくって実行するだけでは、県民の皆様方にとって、やっているのかやっていないのか分からないと。これは、県議会の皆様方からもかなりいろいろな場面で御指摘をいただいております、やはり発信することによって政策は完結するというふうに思います。発信し、しっかりフィードバックを受けることによって、県民の皆様方の声を県政にも反映することができるというふうに私は考えています。ちょっと異質な部分ではありますが、そういう思いでこういう項目をあえて当初予算編成方針の中に入れていただいています。各部局においては、これを踏まえて、来年度に向けてしっかり予算をつくってもらえることを期待しております。

もう一方で、各部ばらばらの取組ではなく、戦略的に全体的に取り組むべきだという御指摘、ここもそのとおりだと思います。

実は、今年の4月から、部次長等で広報戦略会議を設置して、重点広報テーマを設定して一体的に取り組んでいます。共通の広報ツールとしてのロゴマークや挨拶の文例などを地道に作成してやっています。これまで以上に広報を全庁一丸となって頑張ろうという雰囲気になっていきますし、実際、各部次長の皆様方には頑張ってもらっています。ただ、県民の皆様から見たときに、それが具体的な行動の成果として表れているかということ、まだまだそうしたところは十分ではないというふうに思っています。

外部の専門人材に広報アドバイザーを委嘱して助言をいただいたりしていますが、広報戦略会議とそうしたアドバイザーは必ずしも連携していません。機動的に広報していく上で、こうした外部人材にも広報戦略会議に直接的に関わってもらい、あるいは、私もトップダウンでこうした方向性で広報を検討せよということを行う。こうした取組を通じて、より機動性のある戦略的な広報が行えるようにしていきたいというふうに思っています。

来年度予算も含めて、広報の充実強化は、我々長野県組織にとって今の最大の課題だというふうに私は思っていますので、そこは力を入れて進めていきたいと考えております。

以上です。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）県の広報戦略は、ひいては県のブランディングにもつながっていくものです。広報に使った予算以上、いや、何十倍、何百倍の成果が出るように、うまくいかなかったら自腹を切るぐらいの覚悟を持って、長野県のために脳みそに汗をかくぐらい考えて、力を入れてしっかりとやってほしいと願っております。

広報とブランディング、地方独自の色を出せる、国の動向関係なしに色を出せる戦略かと思っています。ぜひとも阿部知事の色を出し、長野県の色を出し、積極的にやっていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（山岸喜昭君）次に、青木崇議員。

〔7番青木崇君登壇〕

○7番（青木崇君）松本市・東筑摩郡区選出の青木崇でございます。

2024年も残りあと1か月を切ったところでありますが、今年1年を通して注目を集めたテーマの一つに、SNSや動画コンテンツの拡散によりメディア報道や下馬評を覆す結果が続いている昨今の選挙、いわゆるSNS選挙の動向が挙げられます。

夏の東京都知事選で起きたいわゆる石丸現象以来、衆議院議員総選挙、兵庫県知事選挙、名古屋市長選挙と、選挙にSNSが積極的に活用されることによって、今までの常識が通用しない日本における選挙の一つの転換点とも言えるような結果が続きました。

特に、先月の兵庫県知事選挙においては、県議会全会一致で不信任案が可決され、知事が失職した後、真偽の定かでない情報や特定候補、関係者への誹謗中傷まで様々な情報が飛び交い、何が本当で何がうそなのかよく分からないまま前職が再選を果たすという結果となりました。

ネット上に報道に出ていない真偽不明の情報が次々と出され、拡散されていくことに対して、従来型、伝統的なマスメディアは真実を伝えていない、そうやってオールドメディアなどとやゆされ、対比されることとなりました。

総務省による昨年度の調査によると、テレビよりもネットの利用時間が上回っていると回答している世代は10代から50代にまで及んでおり、年々その世代が拡大してきた結果、ネットの選挙に及ぼす影響が2024年になって顕著に現れてきたとも言えます。

SNSの世界では、自分の意見や願望に合致する情報ばかりを集める確認バイアスが働き、自分と似た意見の人同士でつながっていくうちに考え方が偏り、極端化しやすいと言われてい

ます。そして、情報の正確性や公平性よりもアクセス数によって得られる収益が重視され、経済合理性に基づいて情報が発信され、拡散されていくこととなります。新聞などとは違って、ネットやSNS特有の见たいものだけが见える情報の伝わり方が特徴的であります。

一方で、兵庫県知事選挙は、このSNSの影響によって情報が拡散し、選挙の関心が高まったことで、くしくも投票率向上に寄与したという側面もあります。また、衆議院総選挙においては、103万円の壁の見直しによる手取りを増やす政策に関心が集まったこともあり、若い世代も含めて、生活に直結する手取りを増やしてほしいという有権者の思いに対し、SNSを介して政策がダイレクトに届いた結果とも言えます。

これらの現象の背景にどういふ有権者の心理があるのか。これを考えますと、政治への無関心の一方で、自分の生活に直結する分かりやすいテーマやストーリーには反応しやすい傾向が現れていたり、あるいは、従来型の政治手法や古い政治情報モデルに対する不信感の表れであるという指摘をされることもあり、その動向や有権者心理の変化をこれからも注意深く見ていく必要があると考えています。誹謗中傷、デマ情報は規制しつつも、政治、行政として情報に即した情報コミュニケーションを採用し、有権者の声を聞き、伝えるべきことは伝える努力をしていかないといけないのだと思っています。県政としては、こういった状況を踏まえ、情報発信やコミュニケーションという面で、県民に伝わること、届くことを意識した広報・広聴の工夫を凝らすことにもつなげていただきたいと思います。

今し方、グレート無茶議員がこの広報・広聴の質問をされておりました、重複するところもありますけれども、改めて私からも質問させていただきます。

ネット利用者の拡大により、情報の伝わり方が転換点を迎える中、2024年に起きたSNS選挙による影響や有権者の心理の変化について、政治家としてどのように受け止められているか、阿部知事の見解をお伺いしたいと思います。

また、情報伝達の変化のトレンドを受け、県民への情報発信や県民とのコミュニケーションをどのようにしていくのか。こちらも阿部知事に見解をお伺いしたいと思います。

続きまして、件名2の少子化・人口減少対策について伺います。

少子化は待ったなし。今がラストチャンスだ。そう言われ続けながら、全く改善の兆しが見えないまま少子化と東京一極集中は加速し、人口急減の未来を迎えようとしています。人口急減の未来では、医療、福祉、交通、経済などあらゆる社会サービスが今までのように受けられないこととなり、その影響は、今も既にサービスや施設の廃止という形で現れています。

この状況を踏まえて、このたび、県は、人口問題に対する戦略である信州未来共創戦略（仮称）案、以下戦略案と呼びますが、こちらを取りまとめ、公表いたしました。この取りまとめに当たって、少子化対策と人口減少下における地域経済や農業教育の施策展開に今後どのよう

に取り組んでいくのかについて以下質問をさせていただきます。

過去最低の出生率を9年連続で更新している日本ですが、今年の出生率は初めて70万人を割る見通しで、今月3日に試算を出した日本総合研究所によりますと、前年比5.8%減の68.5万人の出生数、そして、出生率は、昨年の1.20から1.15を割り込む数字になる見通しである、そういった試算を公表しました。前年と比べた出生率の減少率は、過去5年間の平均減少率を上回っていて、少子化のペースは、止まるどころか、むしろ加速している状況にあります。

東京都は、来年10月から新たに1人目の子供から保育料を無償化する方針を打ち出し、この事業だけで予算として年間500億から600億円程度をかけると言っています。自治体の財政状況の違いでこれまでにないほどの地域間格差が発生していて、地方の少子化対策はますます厳しさを増しています。

私も子供が3歳、2歳、ゼロ歳と3人になったわけではありますが、さらにここにもう一人増やせるかと言われますと、現状の支援では、教育費や家族が増えることの経済的、社会的サポートに不安を感じていて、踏み出せない気持ちであります。さらなる子育て支援策を求める声を子育て世帯からもお聞きしているところですが、経済的負担軽減については、国による主体的な取組や、税制改正などによる財源配分の見直しをしていかなければならないと感じています。

今般、県として公表した人口問題に関する戦略案では、人口減少にいかに対応するかということにフォーカスを当てた計画となっていて、少子化の要因とされる雇用問題やジェンダーギャップ解消にはかなり高い目標を掲げています。

今年の2月に、これからの人口減少社会における県民の暮らしの未来像について私から質問させていただいたところでもありますけれども、改めて今回の戦略案策定と、想定を大きく超える止められない少子化により急減する人口未来が現実のものとなっていることを踏まえまして、長野県民の豊かな未来の暮らしの姿をどう描いているのか、また、その実現のために県としてやらなければならないことについて、改めて阿部知事の見解をお伺いしたいと思います。

少子化の根本の原因には、生涯未婚でいる人が増えている、いわゆる未婚化問題があります。日本の夫婦当たりにおける出生率は、半世紀前から1割減となる約9割の水準を維持しているにもかかわらず、日本全体の出生率は6割減少して、4割水準にまで低下しています。諸外国と違って婚外子が少ない日本では、婚姻数が出生数に直接影響するため、このことから、少子化の大きな要因は、婚姻数の減少、つまり未婚化にあると言えます。

そして、価値観や趣味が多様化することによる若者の恋愛・結婚離れということもこれまでよく言われてきたところではありますが、人口問題研究所による出生動向調査では、18歳から34歳の未婚男女において8割以上に結婚の意思があることが分かり、こども家庭庁が今般結婚を

テーマに行った調査では、未婚の人のおよそ7割が、結婚相手を見つけたくても何をすればいいかわからない、結婚するに当たって自分に自信がない、そういった回答をしました。

自民党県議団で昨年県内大学生にアンケート調査をした結果も同じような回答傾向であり、想像よりも多くの若者が、結婚を望んでいるにもかかわらず、その希望をかなえられていない、そういった実態があることが見てとれます。同世代を見渡していてもその実態は見てとれ、結婚に対して真剣に悩んでいる当事者たちの諦めの声に、地方行政として向き合って対策を展開してほしいと考えます。

自由で多様なライフスタイルや働き方を求める女性の東京への流出や、地方に残る若年男性の経済状況の不安定さなどが指摘されている中、今なお加速化する少子化の一方で、夫婦の出生率は大きく減少していません。このことを踏まえ、少子化対策として結婚の希望をかなえる未婚化対策に地方自治体も真剣に取り組むべきであると考えますが、県としてどのように取り組んでいくのか。高橋こども若者局長にお伺いします。

続きまして、人口減少下における地域経済の成長について質問します。

人口減少の恐ろしい影響は、生産年齢人口の減少に伴い、経済規模がそのまま縮小していくことにあります。先日、元高知県知事の尾崎正直衆議院議員の講演をお聞きする機会があり、人口減少に伴って縮小する県内総生産を外商活動の活性化によって上昇させた高知県の取組についてお聞きしました。

その話の中で、地方創生というのは、単に地域おこしを目指そうとするのではなく、人口減少下にあって、地域特性を生かしながら、圏域のGDP、県内総生産を上げる仕組みや戦略を考えることだという見解を示されていました。

長野県の状況はどうなっているのか気になったので、過去のGDP推移のデータを見てみたところ、平成中頃までは、生産年齢人口の減少に伴って、県内総生産、1人当たり県民所得は減少傾向にありましたが、第2次安倍政権発足の平成24年以降、県ではしあわせ信州創造プランの開始年度から、労働生産性の向上とともに、人口減少による下方プレッシャーに引きずられることなく県内総生産や県民所得を維持している。そんな経済状況の推移が見てとれます。

今後も止まらない人口減少局面において、デジタル化などの労働生産性向上や付加価値向上によりまして県内総生産向上を目指していくこととなりますが、その一つとして、長野県産品の外商活動の活性化により、販路を県外、海外へと広げていき、いわゆる外貨を稼いでいくこと等も重要となります。

そこで、県の外商を担う営業局の活動について、現在の取組と今後の展開の方向性について合津営業局長にお伺いします。

人口減少下における経済成長において、人手不足はその大きな足かせとなっています。人手

不足解消の取組の一つに、シニア世代の活躍も挙げられています。昨今の物価高騰により、年金だけで暮らしていくことに不安を感じる声を多くお聞きします。コストカット型経済によるデフレからの完全脱却を目指す政府方針により、停滞してきた日本の経済成長を実現する一方、物価高騰とインフレによる貨幣価値の低下が引き起こされることとなり、貯蓄と年金だけでは安定した暮らしは困難な時代を迎えようとしています。

先月、政府では、住民税非課税世帯に3万円を目安に給付金を支給するほか、物価高、燃料価格高騰対策の補助を経済対策として決定したところでありますが、経済の伸びに伴うインフレに非課税世帯の生活が取り残されてしまうことのないように、国の動向に応じて、県の福祉部門としての支援に引き続き取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。

そして、安定した収入を得ようと、シニア世代で、新しい職業に就くために必要なスキルを獲得しようとする方々がこれから増えていくこととなりますが、そのリスクリングの支援をしていただきたいと思います。地域の中からも、シニア世代の働く環境整備を進めてほしいという声がよく聞かれますが、厚生労働省では、働いて一定の収入がある高齢者の厚生年金を減らす在职老齢年金制度の適用基準額を引き上げる方向で調整を進めています。働き損を解消して、年金を満額で受け取る高齢者を増やすことでシニアの就労を促し、人手不足対策にもつなげようとしています。

シニアの就業に当たっては、これまで、働きやすい職場環境づくりの支援や企業とのマッチング支援などの施策を県として展開されてきているところでありますが、人口減少が進む中では、これまで育成の対象にはならなかったシニアの育成も重要になると考えます。働き方の多様化により、人的資本経営の実現が求められる中、シニアに対するリスクリング支援の現状と課題、今後の展望について田中産業労働部長にお伺いします。

続きまして、人口減少下における農業の視点から質問をさせていただきます。

今年の11月初旬に、松本市今井にあるリンゴ農園にて、子供たちと一緒にリンゴの収穫をさせてもらいました。当初観光農業の可能性を探る目的で行ったのですが、ちょうどその数日前に降雨があり、それまで強い日差しと高温が続いたことによって、多くの果実に穴が開いたり割れてしまっている、そんな光景を目の当たりにしました。

今回の被害は、高温、日射、降雨という気象条件の影響によるもので、災害によるものとはならないわけではありますが、農家の方々は、こんな状況だと営農意欲がそがれてしまって、営農を続けるか悩んでいた人たちが辞めるきっかけになってしまうと心配されていました。それでも、農園で収穫した直後に食べるリンゴ、特にふじは、さすがリンゴ界の絶対王者と言われるだけあって、別格の味わいです。

昨今の気候変動の影響により、信州の特産品であるリンゴの色づきなどにも深刻な影響が出

ていて、このまま気候変動が続いていけば、信州が将来リンゴ栽培の適地でなくなってしまうかもしれないということが言われているのはとても残念なことであります。

信州における温暖化が進む中で、各農業試験場では、リンゴに限らず様々な品種の気候変動に対する研究開発が進められています。社会の基である食の生産について、人口減少下にあっても持続可能な農業を実現するための取組について、以下質問させていただきます。

まず、気候変動によるリンゴの日焼け障害について、被害状況と、今後どのような支援ができるのか、お伺いします。また、気候変動に対応する研究の状況と、気候変動の中においても農業生産を維持、増加させる研究にこれから投資をしていただきたいと思いますのですが、どのような分野に投資をしていくのか、伺ってまいります。そして、人口減少局面における担い手確保や稼ぐ農業の実現に向けましてどう取り組んでいくのか、それぞれ小林農政部長にお伺いいたします。

最後に、長野県における教育の未来像について質問いたします。

先日、都道府県議会議員研究交流大会にて、一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォームの水谷会長の講演があったのですが、そこで、島根県の離島にある島根県立隠岐島前高校の事例紹介がありました。人口減少により島にある唯一の高校が廃校寸前にまで至ったことをきっかけに、子供たちの生き抜く力を身につけさせる教育理念の下、カリキュラムを組み直し、教室内にとどまらず、教室の外で島民と交流したり仕事をしたりしながら自立心を育み、探求の学びを深めさせるような、そういった取組を展開しているとのことでした。

公立高校として柔軟なカリキュラムを設定し、島への留学を起点として全国から学生や若者、社会人を集めることにつながった事例であり、教育魅力化から移住や島を第二のふるさととして地域のために貢献してくれる、そういった関係人口と呼ばれる人口の増加につなげることができたという事例で、地方創生の事例として大きな示唆を得ることができました。

この島に留学した学生がそこで登壇されまして、今まで漠然と過ごしてきて、将来何をしたらいいか分からない、そういうふうに使っていたが、この島に留学してきたことによって、たくさんのお出会い、学びや体験を通じ、自分の役割やこれからの未来について見つめ直すことができた、そういったことをお話しされていたのが大変印象的でした。

このように、新しい学びの選択肢を示す学校が、私立を中心に、長野県内も含めて地方都市にできつつあり、これまでの教室で画一的に受けさせる教育の限界を感じている全国の子供や保護者の皆さんから注目を集めています。

先ほど、未婚化対策について取り上げた際にも、自分に自信がない、どうしたらいいか分からない、そういった声があることを取り上げさせていただきましたが、こういう時代を生き抜く力、自分に自信をつけさせる教育に長野県でも子供のうちから取り組んでほしいと願ってい

ます。

今年6月の一般質問で、就任直後の武田教育長に、信州教育の未来の姿をどう描いているかについて質問させていただきましたが、半年経過したところで、改めてこの教育の具体的な取組の進め方について質問をさせていただきたいと思います。

従来の画一的な教育ではなく、地方ならではの体験や学びを重視した教育を受けさせたい、そういったニーズがあり、全国的にもそのような子供たちの自立性や自己肯定感を高める教育を行うことで、教育移住など人口減少対策につなげている、そういった学校が出てきているところ です。

このような先進事例が全国で出ている中、長野県が全国的に教育の先進地域となるためには、大きな改革が必要となります。長野県の教育の魅力を全国に発信し、高校の全国募集など長野県への移住につながるような取組も必要と考えます。

長野県では、昨年度から、信州学び円卓会議にて子供たちにとって最適な学びの在り方について議論され、今年7月には、「学びの「新しい当たり前」を共に創る」というメッセージが発信されたところであります。昨今の教育に限界を感じている子供、保護者の教育ニーズを踏まえ、長野県の公教育の場でどのような教育が受けられる環境の実現を目指していくかについて武田教育長にお伺いします。

以上、質問とさせていただきます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には3点御質問をいただきました。

まず初めに、2024年に起きたSNS選挙による影響や有権者の心理の変化について政治家としてどう受け止めているのかという御質問でございます。

一言で言えば、我が国においてもSNSが政治や民主主義を変えていく時代になったなと思っています。SNSによる影響は、メリット、デメリット双方あるのではないかというふうに思いますが、御質問にもありましたように、若い世代を中心に、有権者の皆様方が政治に対して非常に関心を持ちやすくなったということがひとつ言えると思います。

また、これは、有権者にとってみれば、候補者の情報をたくさん知ることができる。我々立候補する側からすれば、たくさんの情報を伝えることができると。今の公職選挙法の中では、ポスターやビラも枚数制限がありますし、政見放送も限られた時間でしっかりやらなければいけないということで、どうしても発信量が少ない。SNSは、ある意味、無限大に発信できるということで、多くの情報を候補者側から有権者に伝えられるようになっているということで、プラスの見方ができるのではないかと思います。

ただ、例えば選挙の公正性を考えたときには、SNSの使い方に全ての人たちが精通してい

るわけではないので、上手に使える人と使えない人との差がついたり、管理統制された情報ではなく、いろいろな情報をあらゆる人たちがあらゆる手段で発信できるという形になりますので、時にはデマと考えられるような情報も含めて拡散されることになります。限られた選挙期間中にそういうことが行われると、これを訂正したりすることは不可能に近い状況になるのかなというふうに思います。

プラスマイナス両面がありながらも、今後はこうしたことにしっかり向き合って、選挙制度や民主主義社会の設計をしていくということが必要になってきているのではないかというふうに思います。

有権者の心理の変化ということでありますけれども、先ほど情報量の話で申し上げましたが、私は、候補者として、なかなか考えを伝えにくいもどかしさをこれまで感じてきました。一生懸命公約をつくっても、既存のメディアでは全く触れていただけないか、触れるとしても目立つ項目が一部取り上げられるということで、私の全体的な考え方を伝えていただくことはなかなかなかったと思っておりますが、SNSを使えば、もっと考え方や詳しい内容をしっかり伝えられることになります。

これは、ある意味、有権者の皆様方もこれまでの選挙の中で感じていた部分ではないかというふうに思います。大勢の候補者がいるのに情報量が限られていると。どういう公約なのか、どういう人なのかということをしっかり分かった上で選択したいけれども、公職選挙法上の様々な制約やメディア等の自主規制もあって、全ての候補者が平等に扱われる中で、有権者から見ても、知りたいことが分からないということがあったのではないかと思います。このSNSが広がることによって、ある意味有権者の皆様方のそうした思いに応えた部分もあるのではないかというふうに思っています。

私は評論家ではないので、これ以上詳しいことはここで申し上げられませんが、いずれにしても、冒頭申し上げたように、今まで、私ども候補者も限られたツールでの情報伝達、そして有権者の皆様方も限られた情報の中での選択ということで、双方共に限界を感じていた部分があるのではないかと思います。このSNSによってそこに風穴が開けられた。ただ、そこにはメリット、デメリット両方あるので、そこについてはこれから幅広い議論をしていくことが必要ではないかというふうに思っております。

それからもう一点、今度は県庁の広報の話でございますけれども、情報伝達の変化のトレンドを受けて、県民への情報提供、コミュニケーションをどう行っていくのかという御質問でございます。

今申し上げたように、例えば既存のメディアや印刷媒体だけではなく、SNSを使えば、安価に、速やかに、かつ広範にいろいろな情報を届けることができるようになるわけでありませ

ので、私ども県としても、こうした媒体を積極的に活用していきたいというふうに思っています。県の公式LINEもつくらせていただきましたし、LINEを使って双方向でアンケートも行える形になっています。また、X、Instagramを通じて情報発信などに取り組んできているところであります。

今後は、こうしたツールによる情報の伝え方も一層の工夫が必要だというふうに思っております。例えば、我々行政は正確性を旨としますので、どうしても何となく堅苦しい文章で伝えがちですけれども、もっと端的に分かりやすい情報発信をして、詳しく知りたい方はここにアクセスしてもらおうとか、そういう工夫も必要だと思います。また、選挙関係でも多用されました動画をもっと積極的に活用していかなければいけないというふうに思います。そのためには、やはり職員のスキルアップも必要でありますし、まだまだ我々の取組を改善していく余地もあるのではないかとこのように思います。

ただ一方で、このSNSだけでは十分ではないと思いますので、もちろん既存のメディアも引き続き有効性はあると思いますし、また、多くの県民の皆様方と対面対話をしていくということも、やはり基本的には重要な情報伝達であったり、我々が情報を把握する手段だと思いますので、そうしたことを適切に組み合わせながら、県民の皆様方とのより一層のコミュニケーションの充実を図っていきたくと考えております。

それから、3点目ではありますが、少子化・人口減少対策につきまして、豊かな未来の暮らしの姿と、その実現のために県としてやらなければいけないことについてという御質問でございます。

今回の信州未来共創戦略（仮称）案におきましては、ありがたい姿を幾つか掲げさせていただいています。例えば、若い人たちが自分らしく生き生きと活躍している社会、また、性別にかかわらず誰もが自分らしく生きられるジェンダー平等の社会、また、暮らしに不可欠な行政サービスがDX、広域化、共助の仕組みづくり等を通じて持続可能になっている、こうした社会を目指していくということが重要だと思っております。

そうした社会をつくるために、今回の戦略案で四つの方向性を示しておりますけれども、やはり女性、若者から選ばれる寛容性の高い社会を多くの県民の皆様方と共につくっていく必要があると思います。また、御質問にもありましたけれども、海外戦略も含めて、産業の生産性、経営の改革をどう進めていくかということが非常に重要だというふうに思います。

加えて、人口がどんどん減る中で、暮らし方、住まい方という観点での県土のグランドデザイン、生活圏の再構築、そして、長野県の強みを生かした関係人口の増加や移住者の増加、こうしたことに県としてはしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。これは、県だけではできませんので、市町村をはじめ様々な団体、あるいは県民の皆様方一人一人

とも課題や方向性をしっかり共有させていただきながら協力して取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）私には少子化・人口減少対策に関連し、若者の結婚の希望をかなえる未婚化対策にどう取り組むかという御質問をいただきました。

議員の御質問の中にもありましたとおり、若年女性の東京圏への流出が続いている中で、地方では性別による人口の不均衡が生じておりまして、若年層の同世代の未婚者の男女比は、令和2年国勢調査によりますと、本県では20歳から24歳で男性が女性の1.12倍となっております。男女の結婚年齢の差に応じて高くなっていきますので、25歳から29歳で1.31倍、30歳から34歳で1.52倍と男性が上回っており、全国の中でも高い状況であります。

その一方で、独身男性の結婚希望は、県が実施している意識調査でも、18歳から29歳は約8割、30歳から39歳では約7割となっておりますが、若者の未婚率は以前より高くなってきております。

そして、結婚を希望する若者が独身でいる理由の主なもの、出会いの機会がない、経済的に余裕がないであります。20代では「まだ若過ぎる」、30代では「異性とうまく付き合えない」も多い回答となっております。こうした点については、私も若者の交流イベントや意見交換で感じたところであります。

若年層の未婚化の解消を進めるためには、実質賃金の向上や高等教育の無償化など全国的に取り組むべき構造的な課題もありますが、地域の実情に応じた取組として、先ほどの意識調査や若者の意見も踏まえ、県としては若者のライフデザインを支援する学びの場の増加、そして出会い、交流の機会の増加に力を入れていくことが重要と考えております。若者のライフデザイン支援は国においても強化する方向で進められていますが、本県では、学校でのライフプランニング教育や企業等でのライフデザインセミナーなどを充実させ、若者が結婚や子供を産み育てることも含む自分の人生をどう選択し生きていくのか、自ら考えられるよう取り組んでいきたいと考えております。

また、若者の出会い、交流の場については、現在行っているAIを活用したマッチングシステムの取組に加え、大学や職場等を超えた異業種交流の場など、メタバースも活用しながら、若者が集える様々な交流の場を充実できるよう企業等に呼びかけていくとともに、県でも、民間の発想を生かして、出会い、交流の場づくりの強化を図ってまいります。

さらに、様々な困難を抱えている若者を支援するため、県では若者の社会的自立に関するサポートなど、市町村では異性との付き合い方に不安を抱える若者への支援などの取組について

も力を入れていく必要があると考えております。

国においても、地域の実情に応じた取組を進めるための地域少子化対策重点推進交付金の充実が検討されていますので、この交付金も積極的に活用し、若者の結婚の希望をかなえる未婚化対策に県と市町村で連携してしっかりと取り組んでまいります。

以上です。

〔産業労働部営業局長合津俊雄君登壇〕

○産業労働部営業局長（合津俊雄君） 県内総生産を上げるための営業局での取組と今後の展開についてお答えいたします。

県内生産を上げるためには、市場を広げて生産量を増やすいわゆる外商と、産品やサービス単体の付加価値を向上させる方法がありますが、営業局では、営業活動等を通じまして、稼ぐ力とブランド力の向上に努めています。

今年度、国内では、商品製造事業者のほか、卸・小売事業者など多様なバイヤー向けの商談会を開催。また、万博を控えた大阪地域での販売強化やインバウンドを見据えまして、我が国を代表するホテル等へ食材提案などを行っています。また、海外においては、米国における知事トップセールス、欧州及び東南アジア各国でのテストマーケティングや長野フェアの開催、海外バイヤーを招聘した産地視察や商談会等により、新たな取引先の構築に努めているところであります。

外商を活性化するためには、製品の付加価値を高める必要もあります。そこで、事業者のブランド構築に向けた支援や、県全体のブランド、しあわせ信州の価値向上のため、ブランド戦略に基づき、銀座NAGANOでの情報発信等に努めているところです。

今後は、しあわせ信州のブランド価値を再定義いたしまして、県内事業者と協働した発信を強化するとともに、海外の成長を県内経済に取り入れるべく、アメリカ、オーストラリア、東南アジア、欧州を中心に、海外事業者との連携を通じまして、グローバルな視点でブランド発信と営業活動を行ってまいります。

以上です。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君） 私には、シニアに対するリスキリング支援についてのお尋ねでございます。

多くの産業で人手不足となっている中、企業がシニア世代を含む従業員を人的資本として捉えて投資し、一人一人の生産性を高めていくことが大変重要でございます。そのため、県では、シニア世代のリスキリング支援としまして、求職者を対象とする民間活用委託訓練におきまして、おおむね60歳以上の方のスキルアップ、スキルチェンジを実現するための訓練コースを設

定するなど、シニア世代のスキル向上の機会を提供しているところでございます。

また、国においては、ミドルシニア世代のキャリア形成支援やリスクリングの経費助成などに取り組んでおりまして、県では、そうした国の支援制度が有効に活用されるよう、ポータルサイトを通じた情報発信に取り組んでいるところでございます。

一方、民間の調査によりますと、シニア従業員向け教育研修の実施状況について「実施されており、充実している」と回答した者は約20%でありまして、やはり企業におけるシニア世代への人的投資の充実を一層高めていく必要があるところでございます。

今後、県といたしましては、経営者等を対象としましたセミナーなどを通じて経営者の意識改革を進め、企業における人的投資の一層の充実につなげてまいります。

以上でございます。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君） 私には2点御質問をいただきました。

まず、気候変動によるリンゴの被害状況や試験研究の状況等についてのお尋ねでございます。

本年のリンゴにつきましては、地域間、圃場間で差が見られるものの、県内各地で高温による日焼けや着色不良などが見られたほか、主力のふじでは、10月の高温と降雨等による急激な果実肥大の影響と考えられる果実の表面、果皮に割れが発生いたしました。今後、この原因をしっかりと分析した上で、再発防止に向けた技術対策を整理し、JAと連携して生産者に周知するとともに、果実を直射日光から保護するための多目的ネットの導入を引き続き県単事業で支援してまいります。

また、気候変動への対応は喫緊の課題であることから、試験場では、地球環境に配慮し、持続可能な農業を実現するための技術開発を主要な研究方向に据え、温暖化に適応した高温条件下でも着色や品質、収量等が優れる品種や技術の開発に注力しているところでございます。

加えて、人口減少が進んでも生産力を維持するスマート農業技術の開発に対しても重点的に取り組んでまいります。

次に、人口減少局面における担い手確保や稼ぐ農業の実現についてのお尋ねでございます。

本県の基幹的農業従事者は、令和2年までの5年間で24%減少する一方で、経営面積10ヘクタール以上の経営体は16%増加しており、農地の集積や経営の大規模化が進んでいるところでございます。

これまでも、生産性の向上を目指す農業者の育成や、法人経営体の規模拡大の支援などに取り組んでいるところでございますが、さらなる人口減少が見込まれる中、人材の安定確保や作業の省力化、効率化に向けた取組の拡大が必要と認識しております。そのため、雇用環境の改善と合わせた法人経営体への就業促進、外国人、障がい者、高齢者や女性など多様な人材の活

躍、さらには、圃場整備と合わせたスマート農業技術の導入、園芸品目など高収益作物の導入などを複合的に進め、人口減少下にあっても担い手が集まる、また、稼げる農業の実現を目指してまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）県の公教育ではどのような教育環境の実現を目指していくのかというお尋ねでございます。

長野県のあるべき教育の姿は、子供一人一人の違いが尊重され、一人一人の個性が輝いている。そのために、教育現場の教師たちが常に子供を第一に考え、教育に取り組むことであります。そのことが、多様な子供たちの自尊感情や自己効力感を高めることにもつながっていくと考えているところでございます。

そのために、子供の視点から学校教育の在り方を見直していくことが必要であり、県教育委員会では、公立小学校を対象として、ウェルビーイング実践校TOCO-TON（トコトン）を指定し、学校の仕組み変革に取り組んでまいります。

学校の仕組み変革に取り組むためには、県内の一つ一つの教育現場が、より主体的、自律的に子供のための教育に専心できるような環境が必要であり、教員が時間的・精神的ゆとりを持って一人一人の子供に向き合えるようにしていくことが必要であります。県教育委員会といたしましては、知事部局と連携しながら教員の処遇改善に取り組んでまいります。

また、中山間地域が多い長野県では、信州やまほいくなどの自然を生かした体験活動を学校での学びにも取り入れるなど、学校と地域との協働の下、その地域ならではの教育を広めることで県内の至るところに特色ある学校があることが移住者にとっても魅力ある教育の先進県になっていくものと考えているところでございます。

以上でございます。

〔7番青木崇君登壇〕

○7番（青木崇君）それぞれ御答弁をいただきました。

私には、失われた30年とともに生きてきた30代の皆さんが、どうして自分に自信を持ってないでいるのか、失敗や間違いを恐れるようになってしまったのか、恋愛や結婚に踏み出せないでいるのか、特に男性側の気持ちというのが、同じ世代、同じ境遇として感覚的にすごくよく分かります。

しかし、私には、10代、20代の今の価値観や気持ちはよく分かりません。ショート動画などを見て、その年代の価値観やトレンドから後れを取らないように意識をしているくらいであります。ぜひ阿部知事におかれましては、これからのこの人口減少局面、この新しい価値観を

生み出していく、社会の転換を図るということに当たりまして、今までしていただいた若者の意見を聞くことのみにとどまらず、政治や行政の場など様々な意思決定の場にその年代の価値観を持った当事者を介在させる仕組みをつくっていただきまして、いざという決定のときにずれが生じないようにするような仕組みづくり、そういったこともぜひ検討していただけないかということをお願いしたいと思います。

東京にあって地方にないものの一つ、若い世代の人たちが活躍する前提となる、自分を高められる成長の機会というものを得られる場が、この長野県にもっとあるべきなのではないかということを常々思っているところであります。

これからの少子化・人口減少局面にあって、長野県がやるべきことに集中しながら、この少子化の打開と、また県民全体の幸せな暮らし実現のため、今後の各施策の展開と発展を期待申し上げます。今回の私の全ての質問を終結いたします。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時50分休憩

---

午後1時開議

○副議長（続木幹夫君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

早川大地議員。

〔9番早川大地君登壇〕

○9番（早川大地君）飯田市・下伊那郡区選出の自由民主党県議団の早川大地でございます。通告に従い順次質問をいたします。

初めに、多極分散型のモデル都市形成について質問いたします。

本年9月9日、リニア開業に伴う新たな圏域形成に関する関係府省等会議において、中間取りまとめが発表されました。長野県のビジョンでは、東京一極集中から地方への多極分散型を目指すべく、先端産業の育成や世界的な観光地域づくりに取り組み、県独自の教育や新たな暮らし方、働き方の先進地となるよう、伊那谷に多極分散型のモデル都市をつくることを表明しました。

同様のビジョンは、ほかの沿線3県、神奈川、山梨、岐阜からも発表され、4県で広域的な取組を進めることも決定しました。政府は、今後、施策の具体化に向け、予算などで支援することになっており、県民も非常に期待しております。

一方で、スタートに当たり、ビジョンは大切ですが、長野県側においても、多極分散型のモデル都市に向けて、今後どのような受入れ態勢を整え、機能強化を図っていくのか、阿部知事

の所見を伺います。

10月17日、リニア中央新幹線の沿線の飯田市、相模原市、甲府市、中津川市の商工会議所の会頭によるリニア中央新幹線中間駅関係商工会議所会頭会議が飯田商工会議所の呼びかけで初めて開催され、飯田商工会議所原勉会頭より、名古屋－飯田間の先行開業の協力を呼びかけました。会議では、先行開業の結論は出なかったものの、各県の工事の進捗に違いが出ており、今後も定期的に開くことを決めております。

また、9月には、飯田・下伊那、上伊那、木曾地域の商工会議所と商工会による伊那谷・木曾谷経済活性化連絡会議でも、同様に、名古屋－飯田間の先行開業について議論されております。一方、隣県の山梨県の長崎知事は、2020年より、度々、品川から山梨の先行開業の議論に前向きな考えを示しております。

J R東海としては部分開業に否定的なコメントを出しておりますが、我が長野県としては、部分開業により地域経済活性化に寄与し、また、南海トラフ地震の災害対応の観点からも必要だと思っております。当然ながら、J R東海は民間企業ゆえ、企業の利益も考えなければならないことは重々承知しておりますので、そのような状況も踏まえ、国に対しどのように働きかけ、協議していくのか、阿部知事に伺います。

前回の9月定例会において、第2県庁、また中南信所管の2人目の副知事について一般質問し、阿部知事より、まずは12月末に約1週間飯田・下伊那で執務に当たる旨、回答をいただきました。迅速な御対応に心より感謝申し上げます。非常にありがたい取組ですが、中南信の思いを受け、決して第2県庁、2人目の副知事を諦めてはおりませんが、今回は違う格好で質問します。

リニア中央新幹線は、工事の遅れはあるものの、11月20日、ボーリング調査はついに静岡県内に到達しており、着実に前進しております。さらに、阿部知事自ら、リニア中央新幹線を軸に多極分散型のモデル都市を伊那谷につくりたいと公言している状況を鑑み、そろそろリニア整備推進局長を伊那谷に配置すべきときではないでしょうか。

J R東海の中央新幹線長野工事事務所は飯田市に、大鹿分室は大鹿村にございますが、長野県としては、リニア整備推進事務所は飯田合同庁舎にあるものの、あくまで建設部の出先機関です。リニア関連の政策やまちづくりを検討する部局は、県庁内にリニア整備推進局が設置されており、現場とは物理的に距離を感じます。リニア中央新幹線の現場は南信地区です。本年度よりスタートしている長野県リニア駅近郊ランドデザイン策定の業務を含め、本気で現場に軸足を置くのであれば、現場に所管のトップがいるべきだと思えますが、阿部知事の所見を伺います。

次に、水素について質問いたします。

9月19日、イギリスの情報調査会社クラリベイトは、ノーベル賞の有力候補の研究者となる引用栄誉賞の受賞者22名を発表し、日本からは2名選ばれ、うち1人が信州大学特別特任教授の堂免一成氏です。堂免先生は、太陽光で水を水素と酸素に分解する光触媒を使った人工光合成で水素を取り出す手法を開発しており、この信州からノーベル賞が誕生するかもしれません。本当にわくわくします。

信州大学は、大規模実証計画を進めており、2025年夏に飯田市のエス・バードに水分解パネルを大量に設置し、一日当たり350リットルの水素を製造し、2026年度以降の稼働を目指しております。

8月5日、信州大学は、計測機器大手の島津製作所と、光触媒の性能評価の向上のため、川崎市の研究開発拠点で包括連携協定を締結しました。また、長野県は、長野県水素利活用検討プロジェクトチームを発足し、9月には第5回の会議が行われ、メンバーは、県内企業のオリオン機械株式会社、日置電機株式会社、県外企業の千代田化工建設株式会社、ほかは信州大学、経産省、長野県です。

11月1日、産業観光企業委員会の愛知県の県外視察の際、愛知県、中部国際空港、東邦ガスと水素事業について意見交換しました。まず驚いたことに、愛知県には水素ステーションが34か所あり、空港では購入価格約1億円の燃料電池バスが運行しており、長野県は現状水素ステーションは1か所で、大きな差を感じました。

以上より、今後、信州大学のグリーン水素の研究が進む中、研究のみが長野県で行われ、企業側での水素生成事業やビジネス等利益が生まれるエリアは他県で先行することを心配しております。長野県として、島津製作所以外にも、水素をビジネスの種に、関連事業に取り組む県内外の企業と連携し、現地エス・バード近郊での水素ステーションの設置等を含め、長野県内で水素の地産地消の流れをつくりながら水素利活用や関連事業への参入を促していくべきと考えますが、田中産業労働部長の所見を伺います。

次に、長野県のベンチャー企業との連携や育成について質問します。

2013年1月より、東京では、ベンチャー企業と大企業の事業提携を目的にMorning Pitchが創設され、毎週木曜朝7時より開催しております。5社のベンチャー企業が、大企業、ベンチャーキャピタル、メディア等のオーディエンス約300名に対しピッチを行います。2013年1月から開始し、2024年6月時点で約500回、累計2,450社超のベンチャー企業が登壇し、IPOは83社に上ります。

私自身、サラリーマン時代に参加させていただき、登壇企業のファイナンス、事業計画、株主構成等をチェックしましたが、一方で、スーツではないカジュアルな格好をした若い経営者との夢のある話には毎回わくわくしておりました。

また、地方において、2021年より福岡県は「福岡から世界で勝てる“ホンモノ”の企業を生み出す」を合い言葉にISSINを創設し、福岡県内に拠点を置くプレシリーズA、シリーズA未満のスタートアップ企業と第二創業ベンチャー・アトツギ、家業後継者を対象に、アクセラレータープログラムをスタートしております。

さらに、他県では、J-Startup HOKKAIDO、宇都宮アクセラレータープログラム、相模原アクセラレーションプログラム、浜松アクセラレーター、北九州ではグローバルアクセラレーションプログラムが開催されております。

ネットでは、「MADE IN JAPAN再び」をコンセプトに、earthkey pitchがシード・アーリーステージのスタートアップ企業のピッチイベントを行っております。

我が長野県では、信州スタートアップステーションが長野と松本にあり、先輩起業家や支援家より指導を受けられるミートアップセッション、課題解決に向けた集中的伴走支援を行うアクセラレーションプログラム、スタートアップセッション、信州ベンチャーコンテスト、信州スタートアップ・承継支援ファンドがあり、地方のベンチャー企業育成の土壌が備わっております。

9月の産業観光企業委員会の現地調査で、上田市のシナノケンシ株式会社を訪問した際、10年前、私自身がMorning Pitchでお会いした超小型人工衛星の東大系ベンチャー、アクセルスペースと制御装置について事業提携しておりました。本県の企業も、事業拡大に向け、技術力のあるベンチャー企業との連携の必要性を改めて認識しました。

以上より、ぜひとも先行している他県のように本県の企業の育成やベンチャー投資の熱を呼び起こすべく、信州らしさを取り入れた上で、県外も含め、ベンチャーキャピタル、金融機関、商社、企業を長野県に招き、ベンチャー企業による資金調達を目的にした大規模なピッチイベントを開催してはいかがでしょうか。田中産業労働部長の所見を伺います。

次に、地域医療の格差是正について質問します。

本年1月に、厚生労働省は、医師の偏在対策のため、医師偏在指標を都道府県ごとと2次医療圏ごとに公表し、長野県は医師少数県に区分されております。県内の2次医療圏では、上小、木曽、上伊那、飯伊が少数区域に該当しております。

厚生労働省は、医師の偏在を是正すべく対策を講じておりますが、まず、地域偏在対策の柱の一つは、医学部の地域枠の拡大であり、大学卒業後の9年間は県内の医療機関で研修または勤務することを義務づける制度です。通常の入学試験とは別枠で選抜を行い、医学生は県の修学資金貸与を受けることになります。全ての都道府県に枠が設けられ、昨年度の募集人員は約1,700人でした。ただ、若い医師の中には、地方の病院では高度医療や専門医療を学び、研さんを積むことが難しいと感じ、9年間の義務終了後、首都圏などに転出する医師も少なくあり

ません。

こうした中、11月20日に開催された新たな地域医療構想等に関する検討会で、医師偏在対策について今後の対策案が厚生労働省から提示されました。

仮称重点医師偏在対策支援区域を都道府県で設定して様々な支援を実施。医師少数区域等での勤務経験を求める管理者要件の対象を、公的医療機関、国立病院機構等に拡大。外来医師が過多となっている地域での新規クリニック開業希望者に対し、地域で不足している医療機能の提供実施を強く要請。そして、保険者にも一定の負担を求めて、重点医師偏在対策支援区域を経済的に支援する等盛り込まれており、大いに期待するところです。

他方で、大学医局に属する地域枠医師の配置に当たっては、大学医局側の意向にも十分配慮しているものと推察します。阿部知事におかれましては、本年6月に地域枠医学生9名と意見交換をされており、県政に反映させるべく、医学生の生の声に耳を傾けられたことに心より感謝を申し上げます。

医師少数県である本県において、医師の地域偏在を是正するためには、先を見据えながら、地域枠医師等の修学資金貸与医師を医師不足地域等へ配置していくことが重要と考えます。そのためには、地域からの個別の要望、県が目指す政策的な配置、大学各医局の意向を踏まえた高度な調整が必要となります。特に、大学との調整は難しい面もあるかもしれませんが、配置調整に関して、県は信州大学医学部とこれまでどのような連携を行ってきたのでしょうか。また、聖域と呼ばれる医局に踏み込むことは大変難しいかもしれませんが、今後大学と信頼関係を維持した上でどのような方向を目指していくのか、阿部知事に伺います。

また、地域枠とは別に、一般枠で入学した信州大学医学生の県内定着が課題となっております。一般枠の長野県内の定着の推移並びに定着を高めるための県の取組について伺います。

また、地方の医師不足の解消方法として、公立病院で65歳で定年を迎えた医師の再雇用の促進も効果的と考えます。県内の2次医療圏の少数区域での再雇用の取組状況について伺います。以上、笹渕健康福祉部長、お願いいたします。

次に、医療的ケア児等の受入れ態勢について伺います。

南信は、医療的ケア児等の受入れ態勢が脆弱な状況にあり、特に、飯伊圏には短期・長期入所の施設がありませんでしたが、昨年9月に円会センテナリアンが短期入所の施設を開設しました。しかし、いまだに長期入所の施設がない状況です。

こうした地域格差の是正のため、今後、長期入所の施設がない圏域、特に保護者の移動の負担が大きい上伊那、飯伊、木曾、そして飯山圏域等の入所希望者の優先的入所等の対策を講じられないでしょうか。

また、長期入所の施設の設置には、大規模な資金や人材が必要です。国のルール上、非常に

難しいかもしれませんが、まずは1人、2人から対応できるよう、小規模施設の設置に向け、県として病院やその他社会福祉法人と連携の上、受入先の検討はできないでしょうか。

飯伊圏域では、本年度から医療的ケア児等コーディネーターが配置され、取組を進めていますが、長期入所施設のない各圏域の取組に対する県の医療的ケア児等支援センターによる支援状況とその結果、今後の取組方針はどのようにお考えでしょうか。以上、笹渕健康福祉部長に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には4点御質問を頂戴いたしました。

まず、多極分散型国家の実証モデル都市先行形成に向けた取組に関連して、モデル都市形成に向けてどう受入れ態勢を整え、機能強化していくのかという御質問でございます。

このことにつきましては、今年の9月9日に総理大臣官邸でリニア開業に伴う新たな圏域形成に関する関係府省等会議が開催されました。国も中間駅をしっかりと応援しようという方向を出していただいているところでありますが、この会議には、当時の岸田総理も御参加されたわけであります。私も出席いたしまして、私からは、急激な人口減少期を迎える中、東京一極集中を是正するための国土政策が極めて重要であり、これまで大都市との時間距離が遠いという課題があった下伊那地域において、新しい暮らし方、新産業の創出に全力で取り組んでまいりたいという趣旨のお話を申し上げました。国においてもしっかりと応援してもらいたいというふうに思っています。

この中間取りまとめにおける長野県の地域ビジョンでありますが、一つは、持続可能なゼロカーボン都市エリアの構築、そして、近未来に必要な国際的な実証フィールドの整備、提供、さらには、国際力強化に資する様々な新産業インキュベーションへの貢献を目指そうというふうに打ち出しているわけでありますけれども、こうした取組には国の最大限のバックアップが必要だというふうに思っています。

長野県も県土のグランドデザインをつくろうとしているわけでありますけれども、国においても、改めて国土政策をしっかりと行ってもらいたいと思います。そうしたことと併せて、私どもとしても、今申し上げたようなビジョンを実現するためのプロジェクトチームを立ち上げていきたいというふうに思います。

その上で、ほかの中間駅の設置が予定されている県とも連携させていただき、地域再生法に基づく地域再生計画を策定し、国からも様々な支援をいただけるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

続いて、部分開業についての御質問でございます。

リニア中央新幹線については、東京、名古屋、そして大阪の三大都市圏を結ぶ日本中央回廊

を形成し、日本経済の持続的成長を支え、東海道新幹線とのダブルネットワークで災害時のリダンダンシーの確保を図るという国家的なプロジェクトでありまして、総理にも参加してもらって中間駅の議論をしているわけでありましてけれども、品川―名古屋間全線の早期開業が強く求められているところであります。

現在、JR東海は、そもそも静岡工区等の建設の長期化を理由として、品川―名古屋間の開業時期さえも明らかにしていないという状況であります。まずは、JR東海や国に対して開業時期の早期明確化、早期の全線開通をこれまで以上に強く求めるということが重要だというふうに考えています。一方で、開業が大幅に遅れることによって、中間駅が予定されている南信州地域や伊那谷地域の観光振興やまちづくりに大きな影響を及ぼすことになるわけでありまして。

そうした中で、地域の皆様方から飯田―名古屋間の部分開業を求める声があるということも承知しております。このことについては、JR東海は、部分開業をすることにより追加設備の整備や試験運転等が必要となることから、全体の開業の遅れにつながり本来の目的が達成できなくなるとしているところであります。

こうしたことから、私としては、まずは地域の声をよくお伺いさせていただきつつ、リニア駅周辺地域、また、本県にとって何が最善なのかということを経営の皆さんと共に考えていきたいと思っております。

続いて、リニア整備推進局長を伊那谷に配置すべきではないかという御質問でございます。

リニア整備推進局長は、これまでも、現場、南信州地域、伊那谷へ出向いて関係方面との連絡調整を行ってきているところであります。御指摘のとおり、そうした活動を行う地域に組織を配置したり、人を配置したりというメリットは大きいものというふうに思っております。

リニア中央新幹線の開業時期がまだ見通せない中ではありますけれども、私どもとしても、今、申し上げたように、改めてこのまちづくりの検討を関係の皆様方と共に進めていくことが重要だというふうに考えております。こうしたことから、今後の事業展開も見据えつつ、リニア整備推進局長、あるいはリニア整備推進局をリニア長野県駅に近いところに設置することも考えていきたいと思っております。

続きまして、修学資金貸与医師の配置における信州大学医学部との連携、それから今後の信州大学との連携という御質問でございます。

医師の偏在については、これは長野県の問題であると同時に、全国的な日本全体の課題だというふうに思っております。そういう観点で、先般、厚生労働省に県としての要請も行わせていただきましたし、また、全国知事会としても、先日、医師の偏在是正も含む新しい地域医療構想の在り方について、私も参加させていただき、日本医師会の皆様方と意見交換をさせていただいたところであります。まず、国レベルにおけるしっかりとした取組の方向性が出される

ことが重要だというふうに思っております。

そうした中で、医師配置における信大医学部との連携であります。修学資金貸与医師の配置調整につきましては、信大に委託した専任の医師の方を通じて、毎年度お一人お一人のキャリアプラン等に寄り添って、各地域の医療機関からの御要望も確認させていただいた上で県全体のバランスを取った対応をさせていただいているところでございます。

今後の信州大学との連携については、これは極めて重要だと思っております。今年の6月に、私は信州大学医学部の複数の教授の皆様方と直接お話をさせていただきました。医療提供体制の在り方、医師配置の在り方等について意見交換をさせていただいたところでございます。

また、国でもいろいろ議論されている中で、大学病院につきましては、特定機能病院として承認をする要件として、新たに医師派遣機能を追加するという方向性になっていきますので、大学病院からの医師派遣の重要性がこれからさらに増していくと考えられます。

本県内における医師偏在の是正のためには、こうした国の方針も踏まえ、今後とも信州大学との信頼関係をしっかり保ちながら計画的な医師配置を進めていくということが大変重要だというふうに思っております。

これからも、信州大学をはじめ関係の皆様方と十分連携を取りながら、長野県のどこに暮らす方々も安心して医療を受けられるような体制の維持、構築に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君） 私には2問御質問をいただきました。

初めに、県内での水素利活用や関連事業への参入促進についてでございます。

県内産業における水素の利活用につきましては、長野県水素利活用検討プロジェクトチームで検討を行い、この10月に中間取りまとめという形で今後の取組の方向性を提示させていただいたところでございます。

その取組の方向性につきましては、県内産業の水素リテラシーの向上や需要の掘り起こしを行い、そして、広く展開できるよう具体的な水素利活用のモデルを構築し、さらに、水素利活用をビジネスチャンスとした新規参入を促進するというものでございます。

現在、飯田市のエス・バードにおきまして、信州大学が光触媒による水素生成の大規模な実証研究を行う準備を進めておりますが、この革新的な技術は、議員御指摘のとおり、国内外から注目を集めておりまして、新たなエネルギー産業創出の中核になるものと期待しているところでございます。

このため、この光触媒による実証事業は、中間取りまとめにおきましても、今後産学官金に

よるコンソーシアムを立ち上げて取り組むプロジェクトの一つに位置づけたところでございます。引き続き、県といたしまして、水素利活用に必要な設備やサービスの開発に携わる事業者の参入が県内各地で活発化するよう取組を進めてまいります。

次に、県内ベンチャー企業との連携、育成についてでございます。

県では、信州スタートアップ・承継支援ファンドによる出資や創業向け中小企業融資制度資金により、特に創業初期の資金調達手段の充実を図ってきたところでございます。

また、ベンチャー企業のさらなる資金調達や事業連携を支援するため、県内外の金融機関やベンチャーキャピタルを招いた資金調達イベントや、県内外企業との協業を促進する信州オープンイノベーションフォーラムをこの10月に初開催いたしまして、県内外企業家5名が登壇し、県内企業等141名が参加する中でピッチが行われました。さらには、県下最大のピッチイベント、信州ベンチャーサミットを開催するなど、目的に応じ、長野県へ様々なオーディエンスを招いたピッチイベントを開催しているところでございます。

一方、成長段階に応じた切れ目のない資金調達支援を行うためには、議員御指摘のように、大都市圏との連携強化による大手ベンチャーキャピタルからの投資や大企業との協業が必要でございます。そのため、都市部からのアクセスのよさ、多彩な産業や文化、豊かな自然環境など、信州の強みを生かしつつ、大都市のスタートアップ支援拠点での広域連携ピッチイベントをはじめ、有望な起業家や投資家の県内への招致や交流イベントなどを積極的に開催し、ベンチャー企業のさらなる事業拡大を支援してまいります。

以上でございます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には地域医療の格差是正と医療的ケア児等の受入れ態勢に関しまして2点お尋ねがございました。

まず、信州大学医学生の県内定着及び医師の再雇用に関する取組についてでございます。

信州大学医学部を卒業した学生が県内医療機関で初期研修を実施する割合は、令和以降、全体では40%から49%、一般枠のみでは30%から45%の間で推移し、近年は上昇傾向にあります。この割合は、全国平均と同レベル程度でございます。なお、本県出身の医師が県内病院で研修を受ける割合は、直近5年間の平均で、初期臨床研修、後期研修とも47%となっております。

県内定着に向けた取組としては、県内に26ある臨床研修病院の認知度の向上や魅力を知ってもらうため、ガイドブックの作成、配付などを行うとともに、信州大学と連携して病院の合同説明会を開催し、県内外から多くの医学生の参加をいただいているところでございます。

次に、医師の再雇用については、ウェブ媒体による県内就業のPR活動を展開するなど、医師少数区域を含めて、全県での取組を進めております。加えて、県のドクターバンク事業では、

近年、医師としてのセカンドキャリアを地域医療に求める中堅シニア層の方々からの求職が増えており、移住の相談なども含め、求職医師の希望に寄り添ったきめ細やかな就業支援を行っております。さらに、県外からの転入を考えている医師に対しては医師研究資金の貸与を併用するなど、県内定着の後押しにも取り組んでいるところでございます。

引き続き医師の県内定着の促進を図るとともに、公立、民間を問わず、セカンドキャリアを検討する医師の確保定着に努めてまいります。

続いて、医療的ケア児等の長期入所施設がない圏域における優先入所や、小規模施設の設置等の対策についてでございます。

濃厚な医療的ケアを必要とする方が長期入所できる療養介護事業所の利用定員は、国が20人以上と定めているため、利用ニーズの少ない地域においては施設の開設が困難であることから、国に対して定員の見直しの要望を行っているところでございます。定員の見直しにより条件が整った際には、開設を検討いただけるよう、地域の病院に療養介護の役割、設備や人員の基準、ニーズ等を分かりやすく情報提供してまいります。

なお、長期入所に当たっては、入所希望者の状態、医療的ケアの必要度、家庭の状況等を事業者である病院が総合的に勘案して入所の可否を決定し、契約に基づき利用する仕組みになっておりますため、居住地のみによる優先入所は困難と考えております。

もう一点、各圏域の取組に対する県の支援状況、今後の取組方針等についてでございます。

県では、医療的ケア児等支援センターの設置から2年半余りで、長期入所施設のない5圏域に対して55回のアウトリーチを行い、ケースを通じた支援人材のスキルアップや多職種連携のチームづくり等の成果を上げているところでございます。

また、地域の支援調整の中核を担う医療的ケア児等コーディネーターの配置支援により、5圏域のうち飯伊、北信圏域にも配置されるなど、着実に地域の支援体制の強化を図ってきたところでございます。

県としては、地域生活を望まれている方が増えている状況を踏まえ、地域で安心して暮らし続けられるよう、急変時の遠隔見守りシステムの活用等によるグループホームでの生活や、サービス資源の開拓による在宅生活の実現など、今後も当事者の意向を尊重しながら多様な選択肢を提供できるよう、引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

〔9番早川大地君登壇〕

○9番（早川大地君）全ての執行部の方より御答弁をいただきました。

リニア中央新幹線については、静岡工区も動き出している中、多極分散型モデル都市の形成に向けてプロジェクトチーム立ち上げの予定ということで、阿部知事より大変力強いお言葉を

いただきました。

部分開業については、知事の思いや考えは論理的にはよく分かるのですが、これについては、また状況が変わり次第いろいろと検討していただくべく、質問をしたいと思っております。

さらに、リニア整備推進局長については、前向きに伊那谷への移転を検討してくれているということも理解しており、これも大変心強く感じました。

また、医療的ケア児を含め、県内の地域医療の格差是正に向け、今後もスピード感を持って国と連携して取り組んでいただくよう、いま一度御支援をよろしくお願いしたいと思います。

水素事業に関しては、このグリーン水素事業が本当にうまくいくのであれば、これは画期的なことだと思います。世界中から関係者を招いた世界水素フォーラムがこの信州でできるかもしれない、そういった夢を私は抱いております。

そして、ベンチャー投資。この信州には、土壌が備わっています。県外の大都会とのつながりだけではなく、できるのであれば海外、シリコンバレーやイスラエル、中国等のベンチャー企業との連携にも大きな将来が描けるのではないかと思います。

今後も新しい視点で、アンテナ高く、県内の経済、産業の発展に官民一体となって尽力いただきたいと思っております。全国から、そして世界から選ばれる信州となることを願い、私の一般質問を終了いたします。

○副議長（続木幹夫君）次に、勝山秀夫議員。

〔4番勝山秀夫君登壇〕

○4番（勝山秀夫君）公明党長野県議団、勝山秀夫でございます。

初めに、ヤングケアラー支援について伺います。

ヤングケアラーは、家庭内で病気や障がいを抱える家族のケアや家事を担っています。本来であれば大人たちが担うべき役割を負担している子供たちは、学校生活や友人関係、そして未来の夢といった幼少期、青年期に享受すべき多くの機会を失っている現状があります。

今年に入り、東京都医学総合研究所などの研究グループは、ヤングケアラー状態が思春期に長期間続くと精神的不調を訴えるリスクが高まるとの調査結果を発表しました。2002年9月から2004年8月に生まれた都内の児童2,331人に対し、10歳、12歳、14歳、16歳の四つの時点を追跡調査。各時点で、病気などを抱えた家族の世話について、毎日もしくはほぼ毎日と回答した児童をヤングケアラーと定義し、メンタルヘルスとの関係を分析しました。その結果、毎日、もしくはほぼ毎日と回答した割合は、各時点で約3%でした。

2年以上ケアラー状態だった児童は、ケアに携わっていない児童と比べると、抑鬱状態が14歳の時点で2.49倍、自傷行為が16歳時点で2.51倍、自殺を想像する、計画する自殺念慮は2.06倍に上りました。

ヤングケアラーは、単なる家庭の問題ではなく、社会全体で取り組むべき重要な課題であります。ヤングケアラーは昔から存在しましたが、プライバシーへの観点から、教師なども生徒個人の問題として踏み込めないといった背景があり、社会問題化したのは2015年頃です。

2022年度に入って日本政府がこの問題に本格的に動き出し、3年間でヤングケアラー支援の集中取組期間と位置づけ、ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援を行うため、ヤングケアラー支援体制強化事業がスタートし、地方自治体における実態調査、関係機関の研修・支援体制の構築などの取組が開始されました。しかし、ヤングケアラー支援に関する法制度上の位置づけがないことに加え、都道府県、市町村の役割が不明確、自治体ごとに支援内容や取組の進捗にばらつきがあることが課題でした。

そして、今年の6月、ヤングケアラーの定義を初めて法律に明記した改正子ども・若者育成支援推進法が成立し、自治体ごとの役割の明確化や、18歳以上の若者も支援の対象に含めることが明記され、ヤングケアラーへの支援の強化が期待されるところです。

ここで伺います。まず、実態調査についてです。

ヤングケアラーを早期に発見し、対応するために、今後、市町村においては、支援を必要とする者を把握することを目的とした実態調査を定期的に行うことが重要と考えます。今後の市町村との連携や実態調査をどのように推進するか、伺います。

次に、専用相談窓口についてです。

現在、長野県では、ヤングケアラーや家族を対象に、グーグルフォームやLINE、電話による専用窓口を開設しています。さらに、利用者の多様なニーズに応えるため、Zoomなどを活用しオンラインでの対面相談を可能にするなど、相談体制の充実を図ってはいかがでしょうか。

次に、支援方針や支援の計画策定など、県下全域で支援体制整備の取組を推進することが効果的と考えますが、現状と今後の取組について伺います。

次に、今回、改正子ども・若者育成支援推進法が成立したことにより、18歳以上の若者も支援の対象に含まれることとなりましたが、今後どのように周知をしていくのか。以上4点、子ども若者局長に伺います。

次に、不登校支援と個別最適な学びの実現について伺います。

先日、文部科学省が公表した2023年度の問題行動・不登校調査で、県内の不登校の小中学生が7,060人と過去最多を更新したことが分かりました。

不登校の要因としては、教員や友人との人間関係の問題、学業不振、生活リズムの不調など様々ありますが、保護者が学校を欠席させることに抵抗感が減ったことも不登校が増えた要因であるとの報道がありました。いずれにしても、今まで以上に個々のニーズに合った多様な学

びの場の提供やきめ細かい対応が必要になっていると感じます。

県は、今年度から、信州型フリースクール認証制度の創設、引き続きスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの増員をし、支援と体制の充実を図っていただいておりますが、さらなる子供の居場所の整備が必要と感じます。登校しても教室に行きづらい児童生徒のために、空き教室を活用した校内教育支援センターの整備促進が重要と考えます。現在の校内教育支援センターの設置状況と今後の展開について伺います。また、メタバース活用に係る検討状況を教育長に伺います。

公明党は、教育は、子供たちをはじめ全ての人の幸福と平和のためにあるという理念の下、これまでの学校教育で度々問題視されてきた画一的な教育を転換し、一人一人に光が当たり、誰もが自分らしく強みを発揮して輝いていけるような公教育の再生が必要だと考えます。

例えば、午前中は教科書の授業を実施し、必要な学力と社会性を身につけ、午後は探求学習や教科、領域に該当しない多様な学びを重点的に実施し、文化芸術、スポーツ活動、企業実習、自然体験など一人一人に合った学びで自己肯定感や自立性を育てるなどです。

県は、全ての児童生徒が自らに適した学びを選択できるウェルビーイング実践校T O C O R T O N（トコトン）を今年度指定し、来年1年間の準備期間を経て、令和8年4月に設置するとの報道がありました。子供一人一人にとって最適な学びの実現、また、子供たちが行きたくなるような学校の実現をどのように行っていくのか、教育長に伺います。

次に、トイレトレーラー、トイレカーの導入推進について伺います。

日本では、災害が起きるたびに、被災者は避難所で厳しい生活を強いられています。特に、トイレの環境の整備が大きな課題と感じます。避難所のトイレとして、携帯トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレなどが準備されますが、狭い、暗い、臭気が籠もる、衛生的でないなど、使いづらいと利用を控えてしまい、体調を崩される方が出ています。最悪の場合は、災害関連死につながるケースもあります。特に、避難所での生活が長くなるほど安心して快適なトイレの確保が重要になります。そのような課題の解決にトイレトレーラーやトイレカーが注目されています。

トイレトレーラーを先駆けて導入した富士市は、能登半島地震の際も、珠洲市からの派遣要請により、1月から7月まで約7か月間、被災者に利用してもらいました。

また、私の地元長野市においても、令和元年東日本台風災害のときに、長野県からの派遣要請により、10月18日から12月16日までの約60日間、赤沼公会堂に設置していただき、被災者、ボランティアの方に利用していただきました。利用者からは、とにかくきれいで明るく衛生的だという声が寄せられ、好評であります。

このトイレトレーラーは、個室が四つあり、水洗式、ソーラーバッテリーで電源不要、普通

のトイレと何ら変わりなく利用できます。災害のないときは、広場や道の駅に常設設置をしたり、マラソン大会、花火大会など各種イベント時にも活用されています。

政府は、来年度の地方創生推進交付金を2,000億円超まで拡充し、トイレトレーラーやトイレカーも補助の対象にするとのこと。トイレ環境の整備は大変重要と考えますが、避難者の健康維持や災害関連死を防ぐため、トイレトレーラーやトイレカーの活用なども含め、県としてトイレ環境整備の取組や市町村のトイレ環境整備をどのように推進していくのか、危機管理部長に伺います。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）私にはヤングケアラー支援について4問御質問をいただきました。順次お答えいたします。

まず、ヤングケアラーに関する市町村の実態調査と連携についてのお尋ねでございます。

議員の御質問の中にもありましたとおり、今年6月の子ども・若者育成支援推進法の改正を受けてこども家庭庁が発出した施行通知で、ヤングケアラーへの具体的な支援の在り方などが示されたところであります。

この中で、ヤングケアラーを早期に把握し、必要な支援につなぐため、住民に最も身近な市町村が行う支援対象者を把握するための調査は、記名式など個人を把握できる方法により、少なくとも年に1回程度定期的な実施が望ましいとされています。県では、市町村に対して実態調査の積極的な実施を呼びかけるとともに、具体的な調査方法、調査項目についての先進事例の紹介や、国庫補助金の活用についての情報共有を行い、市町村が効果的な実態調査を円滑に実施できるよう支援してまいります。

次に、Z o o m等を活用したオンラインでの対面相談についての御提案です。

県のヤングケアラー専用相談窓口は、昨年6月に県社会福祉協議会内に開設し、社会福祉士の資格を持つヤングケアラー・コーディネーター2名が電話やメール、ホームページ、L I N E、来所により相談に応じています。ヤングケアラー当事者やその家族からの相談のほか、学校や福祉、行政関係者等の支援方法に関する相談への助言も行っており、昨年度の相談受付件数は644件と、多くの相談が寄せられている状況です。

議員から御提案がありましたZ o o m等を活用したオンラインによる対面相談の実施につきましては、これまでも個別に希望があれば対応してきたところではありますが、選択肢を増やすことでより多くの方が気軽に不安や悩みを話すことができるようになると考えられますので、相談方法の一つとして取り入れ、相談対応の充実を図ってまいりたいと考えております。

続いて、県下全域での支援体制整備の推進の現状と今後の取組についての御質問です。

ヤングケアラーが県内のどこの市町村にいても必要な支援が受けられるよう、ヤングケア

ラーを支援する体制として、県では、以前から、市町村に対して専用相談窓口の設置、コーディネーターまたは担当職員の配置、関係機関との連携体制の構築の3点の依頼をしてきており、10月末現在、68市町村で相談支援体制が整備されてきたところであります。

引き続き全ての市町村で相談支援体制が構築されるよう市町村に働きかけるとともに、今回の子ども・若者育成支援推進法の改正趣旨を踏まえ、市町村ごとに支援の内容や進捗にばらつきが生じないように、国が作成した支援マニュアルや県が作成したリーフレットの提供、調査や広報の方法、相談支援体制などの先進自治体の事例共有、子育て世帯訪問支援事業などの国庫補助事業等の活用促進に取り組むほか、定期的に支援の取組状況を把握し、助言するなど、県全体で支援体制の整備を進めてまいります。

最後に、18歳以上のヤングケアラーが支援対象であることをどう周知していくのかのお尋ねであります。

今回改正された法律では、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者をヤングケアラーとし、国や地方公共団体等が支援に努めるべき対象に追加されました。対象とする年齢については、18歳未満の子供に加え、若者期を切れ目なく支える観点から、18歳以上にあっても、家族のケアが継続し、進学や就職といった自立の準備期に必要な時間を奪われた者などについても含むものとされ、おおむね30歳未満までの若者が支援の対象とされているところであります。

県では、これらの18歳以上の若者についても支援の対象であることを県ホームページや相談窓口のチラシに明記して支援者や県民に呼びかけていくほか、ハローワークや地域若者サポートステーションなどの就労支援機関とも連携し、企業などへの啓発を行うなど、18歳以上のヤングケアラーの自立支援に向けた支援も行っていきたいと考えております。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私には不登校支援と個別最適な学びの実現について二つの質問をいただきました。

まず、校内教育支援センターの設置状況と今後の展開についてでございます。

令和6年度の校内教育支援センターの設置状況につきましては、小学校が265校、これは75.9%の学校に当たります。中学校は176校、96.7%でございます。また、校内教育支援センターが設置されていない学校においても、保健室等で教室に行きづらい子供たちへの支援に努めております。

本年度上半期、校内教育支援センターを居場所として利用している児童生徒は800名を超えている状況であります。一方、支援に当たっては、一人一人に応じたきめ細やかな対応が必要

であり、利用者が増加傾向にある中、支援を行う教職員が不足ぎみなのが課題でございます。

議員御指摘のとおり、校内教育支援センターも含めた多様な学びの場の整備は重要であり、今後は、市町村教育委員会などと連携しながら、さらなる支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、メタバースの活用に関わる検討状況についてでございますが、本年度、メタバースにおけるバーチャルな教育空間の活用検討会議を3回開催いたし、その中で、メタバースの活用により不登校傾向の子供同士がコミュニケーションを取るきっかけとなった等の事例が複数報告されました。県教育委員会といたしましては、来年度より、自宅から出ることが難しい状況にある子供たちなどへメタバースを活用した支援についての実践研究を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、子供にとって最適な学びの実現、子供たちが行きたくなるような学校の実現についてでございますが、不登校支援については、まず、様々な個性や能力を持つ全ての子供たちが行きたくなるような学校を実現していくことが重要であり、これまでの一斉一律の学びから、子供たちが持つ個性、能力を生かした個別最適な学びに転換していくことが必要であると認識しております。

そのため、県教育委員会では、公立小中学校を対象として、全ての子供が「好き」や「楽しい」「なぜ」をとことん追求するために、自ら学び方を選択でき、自己実現できるウェルビーイング実践校T O C O - T O N（トコトン）を指定し、来年度1年間の準備期間を経て、令和8年4月から実践してまいります。なお、T O C O - T O N（トコトン）に指定する10団体につきましては、本日公表する予定でございます。

学校が従来 of 仕組みを変えていくためには、克服すべき課題も様々に予想されます。そこで、県教育委員会は、新たに学校改革を支援するセンターを設け、学校と共に改革に取り組む伴走型支援に切り替えてまいります。学びの改革を実現するためには、学校現場が主体的、自律的に取り組むことが必要であり、そのために、県教育委員会自体も変わっていくことが重要であるとと考えております。

以上でございます。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君）私には災害時のトイレ環境整備の推進について御質問をいただきました。

現在、避難者の健康維持や災害関連死を防ぐため、避難所T K B環境向上プロジェクトによりまして、令和3年度から5年度にかけて、県内レンタル事業者に対して、洋式便器や水洗機能を備えた快適トイレの導入補助を行いまして、一般社団法人日本建設機械レンタル協会等の

関係団体との協定に基づく仮設トイレの調達体制を強化してきたところでございます。

さらに、今般の能登半島地震における上下水道や道路被害の長期化といった課題を踏まえまして、県内で最大の被害想定である糸魚川－静岡構造線断層帯地震の避難者数、これは約36万人でございますけれども、これに発災直後から対応できるよう組立て式の水洗トイレ130基を緊急購入するというので、予算を6月議会でお認めいただいたところでございます。このトイレは、年度内に県内に何とか分散配置できるよう準備を進めているところでございます。

今後でございますが、県民の皆様にも、水や食料だけではなく、携帯トイレを含めた最低3日間、できるだけ1週間分の物資備蓄などを呼びかける。あるいは、先ほど申し上げた組立て式のトイレの県での配備を呼び水としまして、市町村でもこれを導入していただくことを促進するほか、議員から今御案内いただきました新たな地方創生推進交付金を積極的に活用して、御案内のトイレトレーラーやトイレカーなど多様なトイレの整備推進策を検討しまして、災害時における快適かつ清潔なトイレの確保を一層推進してまいりたいというふうに考えております。

〔4番勝山秀夫君登壇〕

○4番（勝山秀夫君）ヤングケアラーに関しては、早期発見、適切な対応ができる体制をしていただき、誰一人取り残さない支援を実現していただきたいと思っております。

校内教育支援センターにつきましては、全国的に成果が出ていると伺っています。また、不登校を持つ親御さん、学校現場から、設置を要望する声を聞きます。県内全小中学校に校内支援センターを設置していただくことを要望して、質問を終わります。

○副議長（続木幹夫君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時休憩

---

午後2時16分開議

○議長（山岸喜昭夫君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

毛利栄子議員。

〔47番毛利栄子君登壇〕

○47番（毛利栄子君）子どもの権利条約を生かした不登校支援について教育長並びにこども若者局長に伺います。

全国的に不登校が30万人を超え、毎年のように増え続けています。長野県でも、小中学校における不登校が過去最多の7,000人となりました。楽しいはずの学校なのに、過剰なストレスを受け、心の傷を負って学校に行かれなくなり、自分を守るために家庭に避難している子供た

ちの心情を考えると、胸が詰まる思いです。

県教委は、増加の背景を、教育機会確保法の趣旨の浸透によって社会的に多様な場での学びが広く認められるようになってきたこと、コロナ禍の影響により欠席することへの抵抗感が低下したとしています。

確かにそういった要因はあるかもしれませんが、私が注目したいのは、教師を対象にした調査結果では、不登校の原因が、「学校生活にやる気が出ない」「不安、抑鬱」が、複数回答で小学校で42.9%、中学校で47.3%、「家庭生活や親子の関わり」が20数%と最も多く、原因が子供や親にあるとなっていることです。

要因には複雑な状況もあろうかとは思いますが、片や信州居場所・フリースクール運営者交流会が昨年実施した不登校及び不登校傾向の小中高校生を持つ保護者への調査結果が「長野の子ども白書」で紹介されていますが、「子供の無気力・不安」は12.8%で4分の1程度で、一番多いのが「教職員との関係をめぐる問題」で42.49%です。しかし、教職員の側の調査では僅か数%と、かなりの開きがあります。

また、掃除は黙ってやらなくてはいけない、体育館に入るときにしゃべってはいけないなど事細かな決まりに息苦しさを感じている子供たちが3割もいます。教職員の調べでは2～3%程度です。不登校要因にこれほど乖離があれば、対応もおのずと違ってきてしまうと考えられますが、県教委としてどのように受け止めているのでしょうか。

また、保護者が持っている問題意識を受け止める取組や努力は行われているのでしょうか。子供が不登校になると、保護者は不安が増大し、悩み、自分の子育てを責め、孤立化して仕事を辞めたり、転居したり、場合によっては家庭崩壊に陥るなど大変な苦労を強いられる場合が多いのが実情かと思えます。

県教委は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、相談支援に当たっていますが、学校外への公的相談窓口の拡充も含め、相談体制のさらなる充実と、親の苦難に寄り添った共感型の支援が必要ではないかと考えますが、教育長の所見を伺います。

不登校の親を支援している方のお話では、不登校になった子供たちが家庭に居場所を見つけ、そこが最も安心でゆったり過ごせる場所だと受け止めると、スマホ、タブレットを使ってゲームやユーチューブ三昧で昼夜逆転の生活を始め、親の価値観からあまりにかけ離れているためにとっても受け入れることができず、親が不安定になり、精神的に追い詰められる場合が少なくないそうです。

そんな親を支え励ます役割を果たしているのが親の会だということです。信州居場所・フリースクール運営者協議会のアンケートでも、相談して一番よく納得できたのがフリースクールや親の会だったとの結果があります。しかし、親の会の存在が知られていなかったり、どん

なフリースクールや親の会があるのか知らない親が少なくないと思われます。そこで、親の会やフリースクールを広く紹介する取組を求めたいと思いますが、こども若者局長に伺います。

あわせて、信州型フリースクール認証制度ができ、フリースクールには一定の財政支援が始まりましたが、親の会に対しても会場費やお便り発行などへの支援策を検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

信州型フリースクール認証制度の取組を通じて、フリースクールや居場所に行政の光が当たり出したことは歓迎します。子供たちが、子どもの権利条約に基づき、自由に休息する権利、競争教育から離れてゆっくり自分を取り戻す権利が尊重され、フリースクールなどで生き生きと頑張っている子供たちの成長の姿が、運営事業者や支援者、親、行政関係者、教育関係者で共有でき、官と民がそれぞれの立場で子どもの権利条約を生かした支援につなげるようにするためにも、情報共有の懇談の場を設けることが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

また、不登校は誰にでも起こり得ると言われている中で、学校関係者にも参加してもらい、不登校当事者やフリースクール関係者を講師とした講演会、研修会などの取組を実施することが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 不登校支援について何点か御質問をいただきました。

まず、不登校の要因に関わる認識の乖離についてでございますけれども、不登校は学校生活や家庭環境等様々な要因が複雑に重なり合っていることですので、調査対象によって異なる結果になることはあるというふうに認識しております。しかし、重要なことは、子供の視点から支援をしていくことであるというふうに考えています。

保護者の問題意識を受け止める取組についてでございますが、各学校では、学級担任を中心に保護者の相談対応に当たっており、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、さらには管理職が相談窓口となっております。また、保護者が相談できる窓口として、県教育委員会内に学校生活相談センターを整備するなど、保護者が相談しやすい様々な窓口を設けているところでございます。

さらに、県教育委員会が開催している不登校児童生徒等の学びの継続支援に関する懇談会において、保護者の方から、保護者の思いや願いを学校と共有することの提案がございました。そこで、県教育委員会では、コミュニケーションシートを作成して各学校に配付し、保護者と学校との連携を進めるよう取り組んでいるところでございます。

続きまして、相談体制の拡充と共感型の支援についてでございます。

学校外の公的相談窓口として、先ほど申し上げました学校生活相談センターをはじめ、総合教育センターや各教育事務所に相談窓口を設置しております。これらの窓口については、児童

生徒を通じて全ての家庭に周知しているところでございます。また、各市町村にも教育委員会や教育支援センター等に相談窓口がございます。

さらに、各学校にはスクールカウンセラーを配置しており、令和5年の約3万2,000の相談件数のうち、25%は保護者からの相談でございました。また、スクールソーシャルワーカーが2,400件を超える保護者支援を行っているところでございます。

議員御指摘のとおり、不登校児童生徒の保護者のサポートは重要であるというふうに考えており、相談に当たって、学級担任等が傾聴に努めることや、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの適切な対応についての研修の充実を図り、保護者の苦難に寄り添う支援がさらになされるよう努めてまいります。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君） 私には不登校支援に関係して二つ御質問をいただきました。

まず、フリースクールや親の会を紹介する取組についてであります。

学校以外の学びの場や居場所を悩みながら探している子供たちや保護者の皆様から、どこにどんな学べる場所があるのか、どんな学びを提供しているのかなどの情報をまとめて見られるようにしてほしいという意見が多く寄せられておまして、フリースクールについて分かりやすい情報発信が求められています。

このため、県では、県内フリースクールの特徴、その利用者や保護者の声、学びの実践事例などを掲載し、利用希望者が自分に合った学びの場や居場所を検索して探せるような専用ポータルサイトの構築を現在進めておまして、フリースクールに関する情報発信の充実を行ってまいります。

また、保護者同士の交流を行う場としての親の会は、不登校に悩む家族が、同じ思いを持った方々との交流などにより孤立しないようにする大変重要な役割を担っていただいていると認識しております。御質問にあった親の会への支援については、県から支援を行うというよりも、子供や保護者に身近な市町村の教育委員会や地域の関係者が連携して取り組んでいただくほうが望ましいと考えております。

こうした連携による事例として、諏訪地域6市町村の教育委員会とフリースクール等で構成される諏訪地区学びの支援ネットワークが、相談窓口の情報や利用者の声、親の会の情報など、子供や保護者が必要とする情報を掲載した学びの支援サポートブックを作成し、周知を行っています。

県としては、こうした事例がほかの地域にも広がるよう取組を進め、学校に行くことができない、あるいは行かない選択をした子供たちが、それぞれの夢や希望を持ちながら自分の選択

をしていくことができるよう、教育委員会とも連携して取り組んでまいります。

次に、フリースクールでの子供の様子を共有する懇談や研修等の場についてのお尋ねであります。

子供たちへの多様な学びを充実させていくためには、学校や教育委員会、子供担当部局等の行政と民間のフリースクールとが手を取り合って、共に連携していくことが必要です。県では、学校内外の学びに関わる支援者による情報共有や連携づくりを進めるため、フリースクール職員や教員、保護者等が集まる「多様な学びを考える支援者のつどい」をこども若者局と県教育委員会が協力して開催しています。この集いでは、フリースクールでの子供の過ごし方などの事例紹介や、不登校経験者とその保護者を交えた座談会のほか、グループ別懇談を設け、福祉・医療分野を含めて連携を進めるために必要なことなどの意見交換を行っております。

また、県教育委員会では、教員やスクールソーシャルワーカー、民間の支援者等に対して、いじめ・不登校地域支援事業の研修会を開催しています。今年度は、「学校外での不登校支援の現在」というテーマで、有識者やフリースクール運営者から、フリースクールの活動で大事にしていることや課題、利用する子供の声などを紹介する講演を行い、これを受けたワークショップで参加者同士の情報共有を図り、理解を深めたところであります。

これまでこうした集いや研修会の開催に取り組んできたところですが、今後は、子供を権利の主体として捉え、意見を尊重するなど、こども基本法などの理念も踏まえ、学校外の学びの場や居場所で過ごす子供たちの思いや意見がこれまで以上に反映されるように、教育委員会とも一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

[47番毛利栄子君登壇]

○47番（毛利栄子君）先ほど教育長から、不登校の要因については、調査の対象によって違うというお話がございました。しかしながら、ここがあまりにも違い過ぎていることで、私はこの穴を埋める努力は、やっぱりどうしても必要だというふうに思っております。

こどもまんなかと言いつつ、学力をめぐる競争が強いられ、様々な規則でがんじがらめにされている学校が子供たちにとって息苦しいものになっていることは、ゆゆしき事態です。家庭にはいるのに学校に行くのを拒否する子供たちに寄り添った対応が必要で、その前提は、先ほどおっしゃっておられましたけれども、子供の声をきちんと聞くことではないかと思えます。不登校に関わる学校と保護者との溝を埋めながら、子供一人一人を人間として尊重する、このことをあらゆる分野で徹底していただくことを求めます。

次に、生活保護申請に関わる自動車保有と運用について知事並びに健康福祉部長に伺います。公共交通が次々と縮小される下で、車は生活に欠かせない足となっています。ところが、生

生活保護世帯には、原則として車の所有が認められておりません。私が関わらせていただいたシングルマザーで子育てをしているお母さんは、子供が未就学児だったときは行動範囲がさほど広がらなくても生活できるために、車を持たずに生活保護を受けていました。ところが、子供さんが学校に上がるようになり、不登校になると、子供のためにドライブしたり、一緒に買物に行ったりする必要が出て車は必需品になり、車を取るか、生活保護を取るかで、生活保護は打ち切りとなりました。

長野県の生活保護率は、直近の7月で、全国は16.2%ですが、その3分の1の5.4%と低く、全国最低クラスです。車の所有がネックになっているとの指摘もあります。他県と比べて低い水準にある理由について、部長はどう分析されているのか、伺います。

総務省の平成26年全国消費実態調査によると、長野県の車の保有率は94%で、1軒当たりの保有台数は1.57台、全国6番目です。令和6年度第2回県政アンケートでも、通院に67%、買物に77.5%が自家用車やバイク等を使っています。

しかし、生活保護世帯では、障がい者が通院・通勤する場合、公共交通機関の利用が著しく困難な場合や深夜勤務などの場合にしか保有が認められず、極めて限定的です。これでは自立して生活することさえ余計に困難になります。

車の保有に関する運用は、自家用車の普及率が低かった60年前のままであり、この改善が求められるのではないのでしょうか。県として保有条件の緩和を国に要求していただいています、国の方針は依然として変化がありません。全国市長会は毎年要望しています。そこで、中山間地を抱える知事などとも協力してさらに強力に求めていただきたいと思います、知事、いかがでしょうか。

三重県の鈴鹿市は、病気、障害を抱える80代の親子に対し、子供の通院に限って車の使用を認めた上で、その確認のため、運転経路、運転開始・終了時刻、走行距離、用件などの詳細な記録を出すよう求めていましたが、負担に感じて出せなかったところ、生活保護を停止してしまいました。

このことを不服として争われた裁判で、名古屋高裁は、10月30日、行政権の裁量の逸脱、濫用だとして、生活保護打ち切り処分は違法だと断じ、賠償を命じる画期的な判決を下しました。認められた通院以外に日常生活に不可欠な買物などで使うのは、むしろ親子の自立した生活に資するとまで指摘しました。当然のことだと思います。

生活保護をめぐるのは、テレビがぜいたく品だと言われた時代や、エアコンの設置も認められない時期もありましたが、世論と運動、時代の変化の中で改善が一步一步図られてまいりました。

長野県では、タクシーもバスも本数が減り、ますます公共交通を利用するのは困難になって

きています。中山間地で暮らす長野県民にとって、自動車はなくてはならない移動手段であり、買物も含め、日常生活の維持に欠かせないものです。そこで、この間の裁判結果なども踏まえ、生活保護における自動車保有と運用について柔軟に取り組んでいただきたいと思います。健康福祉部長、いかがですか。

2022年、札幌市長が、生活保護利用者の自立や資産活用の観点から、日常生活での車使用を認められるとしたことに対し、厚労省は間髪を入れず事務連絡を出して、保有目的に限定すべきと現場を締めつけてきました。令和4年5月10日付、厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡は実情に合わないために撤回し、日常生活でも使用を認めるよう求めていただきたいが、いかがでしょうか。

次に、歩行者に優しい歩道の整備について建設部長に伺います。

高齢化率は着実に増えており、健常者のみならず、シルバーカー、車椅子、つえを利用しての歩行など、安全で円滑に通行できる歩道の整備は重要です。交通バリアフリー法、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の観点からも、歩行者に優しい歩道の整備が求められています。令和3年の県政モニターの調査結果でも、歩道の設置、拡幅、段差・傾きの解消を求める人は83%と高くなっています。

道路構造令や条例規則に基づくユニバーサルデザイン化の対応をいただいていることは承知していますが、歩道が凸凹で波打ったり、段差があったり、傾斜があったりして歩きにくく、外出困難となっているので整備してほしいとの要望が少なからず寄せられています。計画的な歩道の整備はどのように行われているのでしょうか。

民間事業者が経営するガス事業、市町村が運営する水道事業など、敷設替えのたびに掘り起こして工事するため、継ぎ目や割れ目、段差などができて歩行に混乱が生じている事例が散見されます。各事業者との連絡調整や整備方針はどうなっているのでしょうか。夏場には街路樹が枝を伸ばして通行を妨げ、冬には積雪や凍結で通行困難といった状況があります。歩道の維持管理の全てを行政がやることは困難が伴うと思いますが、管理者としての県の対応を求めるとともに、アダプトシステムをさらに広げることも必要ではないかと思いますが、建設部長の見解を伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には生活保護申請に係る自動車保有に関して3点お尋ねがございました。

初めに、長野県の生活保護率が全国に比較して低い理由についてでございます。

長野県の生活保護率は、平成20年のリーマン・ショック後に上昇し、近年は5.4%程度で推移しております。保護率が低い理由としては、全国平均に比べ有効求人倍率が高いこと、長野

県の有業率が高いこと、特に65歳以上の高齢者における有業率が高いこと、共働き世帯の割合が高いことなどが要因として挙げられると考えております。また、長野県生活就労支援センター「まいさぼ」をはじめとした様々な生活困窮者の支援も貢献しているものと考えておるところでございます。

次に、自動車保有の運用の柔軟な取組についてでございます。

生活保護事務は法定受託事務であり、自動車の保有等についても全国一律の基準で運用されているところでございます。ですので、長野県独自の運用に取り組むことは難しいと考えますが、障がいのある方や公共交通機関の利用が著しく困難な地域の居住者が通勤・通院等に使用する場合に限り認められるという現在の生活保護制度の枠組みの中で、可能な限り寄り添った対応をまいります。

最後に、厚生労働省の事務連絡の撤回と日常生活における自動車使用についてでございます。

議員のお話にもありましたとおり、令和4年5月10日付の厚生労働省社会・援護局保護課の事務連絡において、自動車の使用については、従来の取扱いどおり、障害等を理由に通院のために自動車の保有を容認された者について、通院以外に日常生活に用いることが認められない旨の注意喚起が発出されたことは承知しております。

一方で、自動車の利用については、公共交通機関利用困難地域に居住する生活保護受給者の健康で文化的な最低限度の生活を実現するためには必要であると認識しており、通勤・通院等に限らず、買物や各種サービス機関の利用等の日常生活についても認めるよう、国に対し引き続き要望をまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、生活保護に関する自動車保有について、国にほかの県とも協力して求めていくべきではないかという御質問をいただきました。

中山間地域が多い本県におきましては、生活を維持し自立を図っていく上で、自動車の必要度が非常に高いというふうに考えております。地域の実情に応じて保有を認めるなど、一定の緩和が必要だと思っております。

本県からは、公共交通機関利用困難地域に居住する生活保護受給者の健康で文化的な最低限度の生活を実現するため、通勤・通院等に限らず、買物や各種サービス機関の利用等の日常生活についても自動車使用を認めることを国に対して提案、要望しているわけでありますけれども、ほとんど動いてくれないという問題意識を持っています。

問題意識を同じくするほかの都道府県と連携することも含めて、どうすれば国の考え方を改めさせることができるのかということについてしっかり考えた上でアクションを起こしてい

たいというふうを考えております。

以上です。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私には歩行者に優しい歩道の整備について3点御質問をいただきました。

まず、計画的な歩道の整備に関するお尋ねでございます。

高齢者や障がいのある方を含め、歩行者が安全で円滑に通行できる歩道整備は重要と認識しております。特に、歩道面に段差のあるいわゆる波打ち歩道は、歩行者にとって歩きづらく、また凍結時に滑る要因となっております。

このため、平成15年度より、歩道リメイク事業として歩道の段差解消を目的とした歩道のフラット化を実施し、利用者が通行しやすい歩道整備に取り組んでいるところでございます。通学路や歩行者の多い区間を優先し、県内約120キロメートルを対象に整備を行っており、これまで66キロの解消を図ってまいりました。引き続き地域の皆様の御理解、御協力をいただきながら、計画的に整備を進めてまいります。

次に、道路工事と占有者との工事調整に関するお尋ねでございます。

ガス、上下水道、電気、通信など道路を掘削して整備する各事業者、いわゆる占有者を対象に、毎年各建設事務所において占有者調整会議を開催しているところでございます。この会議では、道路管理者及び各占有者の事業について、工事の時期や位置、規模などを情報共有し、舗装をきれいにした後に占有者が掘り返すことがないように調整するほか、占有工事の復旧方法や安全確保などについて指導を徹底しております。

なお、ガスや水道などの敷設工事後は舗装が傷みやすいことから、適宜点検を行い、異常が発生した場合には占有者がこの路面の補修をすることとしており、今後も歩きやすい歩道の維持に努めてまいります。

次に、アダプトシステムの取組に関するお尋ねでございます。

歩道を含む道路の維持管理については、令和5年度から、道路リフレッシュプランとして交通量の多い市街地や主な観光地へのアクセス道路を対象に予算を増額し、重点的に取り組んでいるところでございます。

また、歩道の環境整備においては、道路アダプト活動として、10月末時点で369団体、625キロメートルで美化活動を中心に地域の皆様にも御協力をいただいております。アダプト活動では、歩道内の草刈り、枝払い、花壇の整備など沿道美化のほか、一部の団体におきましては歩道の除雪も行っており、歩道環境を維持する上で非常に大きな役割を担っていただいているものと認識しております。

県としても、これらの活動を後押しするよう、材料などの支援をするとともに、アダプト活動を支える企業を増やすための呼びかけや活動状況を広報するなど、さらにアダプト活動団体が増えていくよう積極的に取り組んでまいります。

以上です。

〔47番毛利栄子君登壇〕

○47番（毛利栄子君）生保の車の保有についてですけれども、知事から引き続き国に求めていかれるという御答弁がありましたので、それはぜひお願いしたいわけですが、それとともに、県としても柔軟に運用をすることが可能だというふうに思います。

その一つの根拠として、厚労省は、昭和38年、社会局長通知を出し、生活用品について、処分価値の小さいものや、当該世帯の人員構成等から判断して必要があり、かつその保有を認めても当該地域の一般世帯との均衡を失するものでなければ保有を認めるとしています。一般家庭との均衡の判断基準は、当該地域の全世帯の70%に普及している場合としています。長野県の車の保有率は94%です。この通知の活用ができるはずで、権利としての生活保護を必要な人が使え、そのことで自立につながるようサポートすべきだと求めて、質問を終わります。

○議長（山岸喜昭君）次に、中川博司議員。

〔37番中川博司君登壇〕

○37番（中川博司君）改革信州の中川博司です。

最初に、長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例の取組状況についてお伺いします。

景観や環境の保全及び県民の安全を確保し、地域と調和した太陽光発電事業の推進を図ることを目的として、昨年の10月に長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例が公布され、この4月から条例が施行されています。現在までの許可申請と設置届出、既存事業の届出及び不適切事案に関する経済産業省への情報提供の状況について環境部長にお伺いします。

なぜこの質問をするのかというと、太陽光発電事業が、法の抜け穴を縫って、例えば、50キロワットを超える発電施設は電気主任技術者を配置しなければならないことから、50キロワット未満の発電施設を隣接して大規模に山の中に設置している案件、施工が不良で土砂災害のおそれがある案件、囲いがつくられていないなどの不良案件があっても、それを確認する仕組みがないからです。場合によっては山火事を誘発しかねない施工不良案件もあることから、新規の設置及び過去に設置された太陽光発電施設を点検する仕組みをつくる必要があるというふうに思うからであります。

次に、ワンヘルスの取組について伺います。

新型コロナは完全に収束しているわけではありませんし、そもそも新型コロナがどのように

発生したのかについても定まってははいないようです。しかし、新型コロナが人と獣が共通に感染する、いわゆる人獣共通感染症であり、動物由来の感染症は、森林破壊や気候変動などによって野生動物及び媒介動物の生息する環境が変化し、もともと野生動物が持っていた病原体が、変異を繰り返しながら渡り鳥から家畜、家畜などから人にも感染可能になったことが原因とされています。

そこで、人と動物、そして自然環境を一体的に守っていくワンヘルスという考え方が極めて重要であると国際機関が指摘をしてきました。

1993年、世界獣医師会がベルリン宣言の中で、2004年、世界保健機関が公表したマンハッタン原則の中で、2012年、世界獣医師会と世界医師会の覚書の中で、それぞれワンヘルスの理念が記されてきたところです。

2016年に世界獣医師会と世界医師会によるワンヘルスに関する国際会議が福岡県で開催され、理念から実践への移行を目指した福岡宣言が発せられました。その福岡県において、2021年1月に議員提案で福岡県ワンヘルス推進基本条例が制定されましたが、時あたかも新型コロナが蔓延しているさなかであり、その危機感を捉えての制定であったとも言えます。制定に向けて牽引してきたのは、日本獣医師会会長であり、また、アジア獣医師会連合会長、次期世界獣医師会会長の藏内勇夫福岡県議会議員でした。

5月に依田明善議員と一緒に福岡県のワンヘルスの取組について調査に行ってきたので、簡単に紹介します。

福岡県のワンヘルス推進基本条例の基本方針は六つあります。人獣共通感染症対策、薬剤耐性菌対策、環境保護、人と動物の共生社会づくり、健康づくり、環境と人と動物のより良い関係づくりです。

このうち「薬剤耐性菌対策」は、人獣共通感染対策とともに重要な取組の一つです。薬剤耐性菌とは、抗生物質に対し抵抗性を獲得した細菌のことで、この薬剤耐性菌による感染症が発生した場合、これまで使用していた抗生物質が効かなくなるなど、治療が困難となります。

国連は、このまま何も対策を取らなければ、2050年までに薬剤耐性によって発展途上国を中心に年間1,000万人が死亡し、がんによる死亡者数を超え、経済的にもリーマンショック時の金融危機に匹敵するダメージを受けるおそれがあると警告しているものです。

また、福岡県立四王寺県民の森をワンヘルスの森と位置づけ、生物多様性の保持やワンヘルスの啓発、森林浴による健康維持などを目標とした取組も行っています。

「人と動物の共生社会づくり」では、犬や猫、鳥などのペットは私たちの生活に潤いや安らぎを与え、今や家族の一員となるほど重要な存在になっていますが、人と動物が共生している一方で、安易な飼養や遺棄や虐待、悪質な業者による販売などが社会問題となっているところ

です。また、過度な触れ合いや不適切な管理により愛玩動物を介して人獣共通感染症に感染する事例も発生しているという観点から、基本方針が設定されています。

つまり、人の健康と動物の健康が重なり合う分野、動物の健康と環境の保護が重なり合う分野、人の健康と環境が重なり合う分野、あるいはその三つが重なり合う分野での政策展開が必要だということです。

福岡県では、こうした取組を推進するための県庁内組織、ワンヘルス総合推進会議、担当部署としてワンヘルス総合推進課、研究機関としてのワンヘルスセンターを保健環境研究所と家畜衛生保健所を統合する形で作るとともに、医師会、獣医師会、医療関係団体、ワンヘルス関係団体、県議会、市町村、研究者、研究機関などで福岡県ワンヘルス推進協議会が様々な事業を推進しています。

具体的な取組事例を紹介すると、ワンヘルス国際フォーラムの開催、市町村が申請するワンヘルスを学び体験できる施設を福岡県ワンヘルス啓発施設として認定、県民向けのワンヘルスフェスタ、ワンヘルス認証制度、ワンヘルス宣言事業者登録制度などに取り組むとともに、ワンヘルス教育を推進しています。これは、小中高生向けに、県内全ての小学校4年生、中学校1年生、高校の全生徒と全教職員にワンヘルスについての副教材を配付しています。また、現在、県立高校8校と私立高校2校、計10校において、理科や地理、歴史、公民、保健体育科などの教科に加え、工業や農業などの専門科目によるワンヘルス教育の実践を行っていることが特筆事項です。

福岡県で関係する部局は、総務部、保健医療介護部、福祉労働部、環境部、商工部、農林水産部、建築都市部、教育振興部にわたっています。その意味では、ワンヘルスはゼロカーボンと同様に総合的な政策の理念と言えます。

これまで、徳島県でもワンヘルス推進条例がつくられています。今後、東京や北海道でも制定に向けた動きがあるところです。そこで、長野県としてもワンヘルスについて部局横断で研究してみたいかと思いますが、阿部知事に所見を伺います。

〔環境部長諏訪孝治君登壇〕

○環境部長（諏訪孝治君）長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例に基づく設置許可申請などの状況と、経済産業省への不適切事案の情報提供についてのお尋ねでございます。

まず、許可申請及び設置届出、既存事業の届出の状況でございますが、条例では、適用区域において、出力10キロワット以上の地上設置型の太陽光発電施設を土砂災害特別警戒区域や地すべり防止区域などの特定区域内に設置する場合には許可申請を、その他の区域では設置届出書の提出を義務づけておるところでございます。本年4月1日の条例施行後の状況ございま

すが、11月末現在で、許可申請が7件、うち既に許可したものが3件、設置届出書の提出が17件となっております。

なお、条例では、事業構想段階での計画を記載した事業基本計画書の提出を求めており、11月末現在で73件提出されていることから、今後許可申請または設置届出の増加が見込まれるところでございます。

また、条例施行前に設置された既存施設については、11月末現在で1,872件の届出があったところですが、未提出の事業者が相当数存在するため、改めて文書で通知をするなど、提出を促してまいります。

次に、経済産業省への不適切事案の情報提供についてでございますが、条例施行後、太陽光発電事業に関して同省へ情報提供を行った例はありません。条例では、不適切な発電事業が行われることを未然に防ぐため、事業者に対し、事業基本計画書の提出、住民説明会の開催等を義務づけるとともに、既存施設も含め、発電開始後も適切な維持管理を求めております。今後、市町村とも連携し、パトロールによる現地確認の実施を検討するなど、条例の実効性が確実に担保されるよう努めてまいります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私にはワンヘルスの取組について御質問を頂戴いたしました。

ワンヘルスの理念につきましては、中川議員からも御紹介がありましたように、人の健康、動物の健康、環境の健全性は一つだという考え方の下、それらを取り巻く様々な課題に対して関係者が一体で解決を目指そうというものであります。

本県におきましては、健康福祉部、農政部及び林務部が連携して鳥インフルエンザなどの人獣共通感染症に対するモニタリングの強化や情報共有など、家畜での感染拡大や人への伝播を防止する取組を行い、また、薬剤耐性菌により健康や環境への影響を防ぐため、抗生物質等の医薬品の適正使用の啓発や耐性菌の調査を進めてきたところであります。

議員御提案のとおり、各分野の専門知識を結集して効果的な対策を見出すためにも、ワンヘルスの理念に基づく部局横断的な取組は大変重要だというふうに考えます。

これまでも関係部局等が参加する勉強会や情報交換などを行ってきたところでありますが、引き続き関係部局が連携し、ワンヘルスの視点から研究に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔37番中川博司君登壇〕

○37番（中川博司君） 次に、有機農業の推進について伺います。

国におけるみどりの食料システム戦略の推進により、有機農業の取組が全国的に広がってい

る中で、11月7日、第2回全国オーガニック給食フォーラムが茨城県常陸大宮市で開催され、全国から、会場参加で800人、オンラインによるサテライト会場が長野県内も含めて50か所以上という盛況ぶりでした。

そこで、会派としても、常陸大宮市へ有機農業推進の取組について調査に伺いました。

常陸大宮市は、令和4年度に有機農業の推進を事業化し、本格的に有機農業の推進を開始しています。子供たちに最高の給食を届けたいという鈴木定幸市長の強い思い入れもあり、JAも全面的に協力しています。

きっかけとなったのは、市内の三美地区において、担い手育成型の県営畑地帯総合整備事業が行われ、有機農家の3経営体が参入して11.5ヘクタールにおいて有機農業が展開されたことです。県は、みどりの食料システム戦略に基づいて、三美地区とともに鷹巣地区を特定区域に設定し、大規模な有機農業の団地化を進めています。三美地区の有機農業の担い手の一つが、JAの子会社で株式会社JA常陸アグリサポートです。

また、鷹巣地区では、慣行農業者との間で有機農業を促進するための栽培管理に関する協定を結び、有機農業を行う者は病虫害発生の抑制に努めること、慣行農業を行う者は農薬散布に際し飛散防止に努めること、有機農業を行う圃場及び慣行農業を行う圃場が隣接している場合、有機農業を行う者は一定の緩衝地帯を設けることなどを協定しています。販路として、学校給食のオーガニック化を思いを同じくする自治体と連携して進めることや、さらに都市部へのオーガニック農産物の供給も行っていきたいと考えています。

こうした市町村をバックアップする茨城県としての取組は、有機農業のモデル団地育成支援事業、地域における有機農業産地づくり支援、荒廃農地等農地集約・環境整備支援など、有機農業による付加価値向上に取り組むとして2億3,500万円の予算をつけており、このうち県費で6,300万円を予算化しています。

長野県でも消費者理解の醸成等に取り組んでいますが、環境に対し有機農業の果たす幅広い役割の観点からも、全国の先駆的事例も踏まえ、県として有機農業の推進をもっとダイナミックに展開していく必要があると考えますが、知事の見解を伺います。

次に、地域公共交通についてお伺いします。

会派で宇都宮市のライトラインの視察に行ってきました。ライトラインの事業スキームは、公設型上下分離方式で、自治体が車両と軌道等を整備、保有し、民間が事業運営を担うものです。

今年3月に開催された第11回人と環境にやさしい交通をめざす全国大会in上田において、この宇都宮市のライトラインについても発表されたところですが、持続可能な地域づくりのためには公共交通に対する行政の一層の関与が必要との議論がされました。

こうした議論も踏まえ、これまで以上に県が積極的に公共交通に関与することは必要であると考えますが、知事の見解をお伺いします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 2点御質問をいただきました。

まず、有機農業の推進をダイナミックに進めてはどうかという御質問でございます。

有機農業は、とりわけ農業の中でも持続可能な社会の実現のために大変重要な取組だというふうに考えております。

本県では、これまででも、全国に先駆けていろいろな取組を進めてきました。有機農業推進プラットフォームを創設して多くの皆様方に御参加いただく中で交流や研修会を行ってきました。また、オーガニックアカデミーの開催や、有機農業の実践者から若手の生産者がサポートを受ける有機農業推進アドバイザー制度といったことで有機農業の取組を進めてきました。その結果、令和5年の有機農業の取組面積は、5年間で約1.5倍、634ヘクタールまで増加してきました。また、有機農業に取り組むオーガニックビレッジ宣言をされた市町村も6市町村になってきました。

こうした取組は、御指摘のとおり、もっともっと広げていくことが私も重要だというふうに考えます。有機農業を志す個人、グループ、こうした皆様方の取組を引き続きしっかり支援していきたいというふうに思いますし、みどりの食料システム法に基づきます有機農業実践区域のゾーニングや、有機農業を目指す若い新規参入者の積極的な受入れ、また、有機給食の拡大に向けた取組支援、また、安定生産が可能となる技術革新などに取り組んでいきたいと考えております。

これからも、志ある農業者の皆様方、関係者の皆様方としっかり協力いたしながら、長野県において有機農業がより一層広がっていくように取り組んでまいります。

続きまして、地域公共交通について、県が積極的に関与することが必要だと考えるかどうかという御質問でございます。

長野県においては、公共交通は社会的共通資本という位置づけで、我々県としてもこれまで以上に主体的に関与していくことが必要だというふうに考えております。

私も、人と環境にやさしい交通をめざす全国大会 in 上田に参加させていただいて、まさにもっと公共交通には税金を入れるべきではないか、また、そもそも地方に国から交通に関わる権限、財源を移譲すべきではないかということを手紙で主張させていただいたところでもありますので、そういう主張をしているからには、自分のところでも実践しなければいけないというふうに思っております。

今年6月に策定した本県の地域公共交通計画に基づいて、人材不足への対応、キャッシュレ

ス化への対応の支援を行ってまいりますし、鉄道や市町村をまたぐ広域的なバス路線は、市町村よりもむしろ我々県が積極的に対応していくことが重要だというふうに考えています。

今、様々な支援の在り方を検討しているところでありますけれども、財政支援も含めて、これまで以上に県としての関わり方を強めていきたい。そのことによって、安心して暮らせる、移動の足も確保された長野県づくりに向けた取組を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔37番中川博司君登壇〕

○37番（中川博司君） 今日、三つ質問をいたしましたけれども、実はこの三つともゼロカーボンとも関わる大事な課題でありまして、3月に行われましたくらしふとカンファレンスの中では、「〇〇掛けるゼロカーボン」という問いに対して様々な回答をしていました。今回、「ゼロカーボン掛ける健康」といえばやはりワンヘルス、「ゼロカーボン掛ける農業」といえば有機農業、「ゼロカーボン掛ける移動」といえば公共交通という観点からの質問でもございました。

知事への質問はいずれも重要な課題でございますので、新年度の予算に反映されるようお願いをして、一切の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君） お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、明6日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後3時9分延会